

6. 個別分野の取組

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 38.4% (2017 年度)

《KPI》 商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。

⇒130 か所が開所済み (2020 年 5 月末)

《KPI》 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業 (ユニコーン) 又は上場ベンチャー企業を 2025 年度までに 50 社創出<再掲>

⇒16 社 (2019 年度末時点)

《KPI》 我が国の宇宙利用産業も含めた宇宙産業の規模 (約 1.2 兆円) を、2030 年代早期に倍増する。

《KPI》 2030 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が G20 で 1 位になる。

⇒2019 年 10 月公表時 G20 内 8 位 (前年比 1 位向上)

《KPI》 2025 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。

《KPI》 10 年間 (2013 年度～2022 年度) で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。

⇒2013 年度～2018 年度の事業規模

・ PPP/PFI 事業 : 約 19.1 兆円

・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業 : 約 8.8 兆円

《KPI》 2022 年度末において、重点 3 分野での PFS 事業を実施した地方公共団体等の数を 100 団体以上とする。

《KPI》 2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
※進捗把握は、農林業センサス等を基に行う予定。

《KPI》 今後 10 年間 (2023 年まで) で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される (2013 年度末 : 48.7%)

⇒2019 年度末 : 57.1%

《KPI》農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す（2012年：4,497億円）

⇒2019年：9,121億円

《KPI》2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を2015年実績から倍増させる（2015年：2,500億円）

⇒2018年：3,200億円

《KPI》2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す

⇒2016年：男性72.14歳、女性74.79歳

《KPI》2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5%（医師について7%）以上の改善を目指す

《KPI》訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。

⇒2019年：3,188万人（2012年：836万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。

⇒2019年：4兆8,135億円（2012年：1兆846億円）

《KPI》スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。⁴⁰

⇒2017年：8.4兆円（スポーツGDP暫定推計値）

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する。

⇒構想・計画段階のスタジアム・アリーナは全国に80件以上が存在。2020年度より対象施設の選定を開始する予定。

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す。

⇒2016年：8.9兆円（2015年：8.8兆円）

⁴⁰ スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法として、DBJ等が開発したスポーツGDPを基準として評価するとともに、推計手法の更なる精緻化の検討を進める。

《KPI》速やかに RCEP 交渉妥結を目指し、これを通じて FTA 比率が 70%を超える。

⇒2019 年度末時点：52.4%⁴¹

《KPI》放送コンテンツの海外販売作品数を 2025 年度までに 5,000 本に増加させる。⁴³

⇒2018 年度：3,703 本

《KPI》2022 年末までに 40,000 人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2019 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 21,347 人

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）エネルギー・環境

新型コロナウイルス感染症からの経済社会活動の再開に当たっては、エネルギー環境分野においても、従来の経済社会に戻るのではなく、コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点からも、(a)脱炭素社会への移行、(b)持続可能な開発目標 (SDGs) の達成、(c)ESG (Environment、Social、Governance) 投資の拡大、を強力に進め、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱（レジリエント）なものへと変革していくことが重要である。

気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生する中、国際社会は気候変動対策の強化の必要性を共有しており、日本では「気候変動×防災」の視点を政策に取り入れ始めている。また、世界中の企業が持続可能な開発目標 (SDGs) と ESG を経営の中核に置き始めている。こうした中で、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年 6 月 11 日閣議決定）に基づき、ポスト・コロナの社会においてビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を加速し、環境ビジネス分野で雇用を創出し、脱炭素社会、循環経済、分散型社会⁴⁴への移行を加速化させるべく国内外の取組を強化していく。

⁴¹ 日本の貿易総額に占める、2019 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2019 年貿易額ベース）。

⁴² 現在交渉中の RCEP が署名に至った場合の FTA 比率は 79.0%（2019 年貿易額ベース）。

⁴³ 今回新たに設定する KPI。5 月 1 日に公表された「総務省海外展開行動計画 2020」においては、「放送コンテンツの海外販売作品数の増加（2022 年度までに 4,500 本）を目指す。」と記載。

⁴⁴ エネルギー・環境分野における分散型社会への移行の取組としては、地域における再生可能エネルギーの導入や自然と人との共生の推進等、地域資源の持続的な利用を促す取組が挙げられる。

① 強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立

- 電力ネットワークについては、電気事業法の改正法の成立⁴⁵により、電力広域機関が全国的な送電網整備のマスタープランを策定し、将来の電源ポテンシャルを踏まえて整備することに併せて、送電網の整備費用の一部を電力料金に上乗せすることを認めることで、電力ネットワークの強靱化を図っていく。あわせて、同法により、経済産業大臣が「レベニューキャップ（収入上限）」を承認することを条件に、その枠内であれば、送配電事業者が託送料金を柔軟に変更することができる制度ができたことを通じて、送配電網の増強や鉄塔の計画的な更新など必要な送配電投資を着実に実施するとともに、コスト効率化にも取り組むよう促す。
- 電源については、分散型電源を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）が法律上位置付けられたことを契機に、分散型電源の更なる普及拡大、真の地産地消型エネルギーシステムの推進を図る。
- また、国産エネルギーであり、脱炭素化という国際的な責任を果たすための最大の柱となる再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正法の成立⁴⁶により、固定価格買取制度（FIT 制度）に加え、新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP 制度、Feed-in Premium）が創設された。両制度の運用を通じて、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- また、原子力については、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。さらに、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発も推進する。
- その際、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発、人材育成や国際連携を進めるとともに、高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉の活用や核融合技術の開発、さらに小型モジュール炉等の革新的な原子炉開発を進める各国の取組も踏まえ、取り組むものとする。
- さらに、防災対策の充実化や自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努める。
- 2020 年度中を目途に容量市場、2021 年度中を目途に需給調整市場を創設

⁴⁵ 電力広域機関による送電網整備のマスタープランの策定等は 2020 年 6 月 12 日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行、配電事業・アグリゲーター等は 2022 年 4 月 1 日から施行、レベニューキャップは 2020 年 6 月 12 日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行等。

⁴⁶ 2022 年 4 月 1 日から施行。

する。

- ・洋上風力発電に不可欠な基地港湾の 2020 年度内の指定を目指すとともに、2021 年度までに安全指針を策定する。

② エネルギーをめぐる課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方

- ・我が国のエネルギーをめぐる課題として、(a) 電力投資の停滞や設備の老朽化への対応、(b) 世界的な気候変動問題への対応、(c) 原子力発電に関する状況の変化への対応、といった課題が存在している。
- ・こうしたエネルギーをめぐる長期的・世界的な課題（自然災害リスク、地政学リスク、国民負担の状況、技術開発の展望⁴⁷やエネルギー投資の状況等）や、我が国が直面する足元のエネルギーをめぐる課題（化石燃料や再生可能エネルギーなどエネルギー源の扱い、ネットワーク・分散型システムの整備、燃料調達、投資環境の整備等）を含めた今後のエネルギー戦略の大きな方向性について、気候変動、安定供給、コストのバランスを踏まえつつ、未来投資会議に新たに議論の場を設け、大所高所から骨太のビジョンを検討する。
- ・「革新的環境イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、世界のカーボンニュートラル、さらには、過去のストックベースでのCO2削減（ビヨンド・ゼロ）を可能とする革新的技術の2050年までの確立を目指し、低コストの次世代蓄電池、デジタル技術によるエネルギー制御システム、水素還元製鉄技術、人工光合成等を用いたプラスチック製造技術、CO2が原料のコンクリートやバイオジェット燃料・合成燃料、農地・森林・海洋によるCO2吸収・固定技術、セルロースナノファイバー等の高機能素材を利用した製品等の開発を行う。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所ゼロエミッション国際共同研究センターやグリーンイノベーション・サミット等による国際共同研究及び国際連携強化や東京湾岸で低炭素技術の大規模実証プロジェクトの具現化を進める。
- ・柔軟・軽量・高効率な太陽光発電、超臨界地熱、浮体式洋上風力等の革新的な技術の開発、洋上風力の部品高度化、エネルギー用途の森林利用最適化実証などの再エネ産業の競争力強化のための取組を進める。
- ・水素社会実現に向け、CO2フリーの水素製造コスト1/10の実現等のコスト削減・需要創出を目指した技術開発・国際連携や、国際サプライチェーンの構築や地域の再生可能エネルギー由来水素の活用・環境価値顕在化等、将来の社会実装に向けた多様なモデル構築を進める。

⁴⁷ 再生可能エネルギー、水素、CCUS／カーボンリサイクル（CO2の分離回収・利活用）、原子力、AIの利活用等。

- ・内外一体で脱炭素社会の実現に取り組むため、国内の非効率石炭火力のフェードアウトに取り組み、石炭火力輸出支援について「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」（令和2年7月9日経協インフラ輸出戦略会議決定）における新たな方針に基づき対応していくとともに、CCUS やカーボンリサイクルについて、2022年度までに広島県大崎上島での実証研究拠点の整備、北海道苫小牧でのCCUSプロセス実証、バイオマス・廃棄物由来の排ガスからの回収・利用の実証等を進める。
- ・新国際資源戦略に基づく資源外交や権益確保、温暖化対策等の取組の強化や、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥等の国産資源開発の推進を行う。

③グリーンファイナンスの推進

- ・2020年度中に、ESG地域金融の普及展開の課題や対応策等を検討し、その戦略・ビジョンの策定やESG地域金融実践ガイドの改訂を行う。
- ・TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）ガイダンスの業種追加や事例拡充等を行い、本年夏までに公表する。また、グリーン投資ガイダンスの普及、本年度中のシナリオ分析ガイドの拡充や環境情報開示基盤の活用等を進め、次のTCFDサミットで世界に発信する。
- ・CO2削減量が多いイノベーションに取り組む企業への民間資金の供給を促す仕組み（ゼロエミ・チャレンジ）を2020年秋までに構築する。
- ・多排出産業の低炭素化・脱炭素化への移行等に対するファイナンスの在り方を検討し、2020年度中に結論を得るとともに環境整備を進める。

④ビジネス主導の国際展開、国際協力

- ・日本主導の官民イニシアティブである Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN（CEFIA）等において、脱炭素技術と関連制度整備が一体となったプロジェクトの立ち上げを目指して、相手国政府に必要なデータや試験設備等を提供する。
- ・パリ協定に基づく二国間クレジット制度（JCM）の活用、相手国の制度構築支援等により、脱炭素・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラの国際展開を推進する。
- ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、2023年頃に向けて我が国が進める世界的なデータ集約等を活用した国際展開の他、自治体の海洋プラスチック削減方針や地域ビジネスのモデルの構築を図る。
- ・船舶における低・脱炭素化技術の開発・実用化の推進、新船への代替を促す国際制度の2023年までの構築等を通じ、2028年までに温室効果ガス排出ゼロ船舶の商業運航を実現する。

- ・国際民間航空機関（ICAO）における国際航空分野の二酸化炭素排出量削減について、日本が主導権を取り、2022年までに、全ての国が持続的発展と両立可能な長期目標を検討する。

⑤産業・運輸分野での取組

- ・パリ協定と整合した目標設定（Science Based Targets）への参加100社の本年度中の実現を目指し、目標策定や実行計画策定を促進する。
- ・電動車の蓄電・給電機能等の活用によるモビリティとエネルギーインフラの融合の実証やインフラ整備と災害時の円滑な活用を進める。
- ・2030年までの次世代自動車普及目標達成に向け、自動車の電動化に不可欠な希土類磁石等の製造に係る資源制約の克服に資する希少金属等の使用量低減・代替技術開発を実施する。
- ・港湾物流や臨海部産業の低炭素化に向けて、船舶への陸上電力供給設備の活用等を行うとともに、2023年度までに藻場や浅場等の海洋生態系により蓄積される炭素（ブルーカーボン）の貯留量の計測方法を確立し、国連気候変動枠組条約等への反映を目指す。

⑥地域・暮らし・福島新エネ社会構想・「気候変動×防災」等の取組

- ・地域循環共生圏の具現化と、2050年までのCO₂排出実質ゼロ表明自治体（ゼロカーボンシティ）の合計人口6,500万人を夏までに実現するとともに、地域の再エネ導入に適したエリアの可視化や合意形成の円滑化等の環境整備、企業・公的機関の再生可能エネルギー活用の促進、地方公共団体実行計画の取組の充実、ナッジの社会実装等を進める。
- ・プラスチック資源循環戦略の具体化を今年度内に最終成案を得るべく検討し、次世代リサイクル等の革新技术の社会実装やデジタル技術を活用した循環ビジネスの創生を支援する。循環経済へのファイナンスを促すためのガイダンスを年内目途に策定する。
- ・直流給電による建物間の電力融通の支援や、ZEH・ZEB⁴⁸の普及や既存住宅・建築物の断熱改修や高効率機器への入替、蓄電池の導入を促す。
- ・J-クレジット制度等における手続電子化やブロックチェーン等を活用した市場創出を検討し、最速で2022年度からの運用開始を目指す。
- ・ICT・AI活用等による下水処理場の広域管理、2022年度までの下水道台帳システムの標準化、法改正を受けた単独浄化槽の転換や浄化槽台帳システム整備などの汚水処理のリノベーション・最適化を推進する。
- ・河道内樹木を民間企業が伐採し、バイオマス発電燃料等に利用する再エ

⁴⁸ ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy Houseの呼称。ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Buildingの略称。

ネの促進等を現場実証で検証し、2023年度中に結論を得る。

- ・生物多様性条約 COP15 を機に、里地・里山・里海の保全を目指す SATOYAMA イニシアティブを推進し、それを踏まえた生物多様性国家戦略が、2020年代半ば頃までに多くの途上国で策定されるように取り組む。
- ・2040年頃には福島県内エネルギー需要の100%相当量を再エネで生み出すという県の目標達成のため、再エネを基盤とした未来型社会や再エネ産業・研究開発拠点の創出に向けた取組を加速化する。また、水素社会のモデル構築、脱炭素型の未来志向まちづくりを推進する。
- ・「気候変動×防災」の観点で、遊水効果を持つ湿地などの自然生態系を活用した防災・減災、災害等に係る気候変動リスク情報の整備活用や熱中症対策、廃棄物処理施設で生じたエネルギーの有効活用による災害時のレジリエンス強化等を推進する。

ii) 海洋・宇宙

① 海洋

- ・我が国の領海や排他的経済水域を含めた周辺海域を取り巻く安全保障上の情勢は一層厳しさを増し、我が国の海洋権益はこれまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている。また、近年、海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待が高まる一方、気候変動やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の課題が顕在化し、国内外における海洋環境の保全に対する関心が高まっている。
- ・このような中、我が国においても、経済安全保障や海洋関連産業の成長産業化の観点から、海洋状況把握の能力強化（海洋情報の収集能力及び集約・共有体制の強化）を図る。具体的には、航路設定の最適化や漁場の探索精度等の向上に向けて、海水温、海流、船舶通航量等の海のデータの活用・官民での共有を図るとともに、北極域研究船に関する取組の推進等を図る。こうした取組を通じて、海洋資源開発を進める。
- ・諸外国との海洋産業協力の深化として、シーレーン沿岸国との関係強化の観点から、主要港湾等への開発運営に係る協力を戦略的に推進するとともに、安定的な国際海上輸送確保のため、我が国外航海運業・造船業の国際競争力強化の取組を更に推進する。
- ・海洋の安全保障、海洋産業振興等に資するため、上述の海洋情報の収集能力及び集約・共有体制の強化を図るとともに、国際連携・協力を推進し、海洋状況把握の能力強化を図る。
- ・海のデータに関し、海洋状況表示システム（海しる）の利便性を向上させるとともに、海洋の関係者（国・自治体、海運・水産・資源開発等の民間事業者）間でのデータの共有・活用を推進するため、2022年度までに海の

- データ連携を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。
- 「海しる」において、海運・水産・資源開発の民間事業者等の海のデータの利用者からデータの要望を受け付ける機能を 2020 年度中に設けるとともに、海水温や海流等のリアルタイム情報等の充実を図る。
 - 海のデータに関する API 連携やデータの標準化に関するルールを策定し、関係者間でのデータ活用を促す。
 - これらのほか、海のデータやニーズを有する民間団体・自治体とのネットワークの構築、官民関係者が参加するフォーラムの開催、「海しる」へのデータ登録の働きかけ、「海しる」の API の公開等を行う。
- ・上述の北極域研究船に関する取組の着実な推進をはじめ、北極域研究加速プロジェクトや国際協力等に取り組む。

② 宇宙

本年 6 月に閣議決定された「宇宙基本計画」に基づき、以下の施策を通じて、宇宙開発や利用の拡大を図る。

ア) 米国が推進する国際宇宙探査計画（アルテミス計画）への貢献

- ・米国は、再び月面に宇宙飛行士を送り、持続的な月面探査を目指す国際宇宙探査を提案し、昨年 10 月に我が国も参画を決定した。我が国が強みを有する環境制御・生命維持技術などの有人滞在技術や物資補給等で貢献していく。あわせて、日本人宇宙飛行士の活躍機会の確保や将来的な月面での資源開発等を目指して、持続的な探査活動に必要な基盤技術開発（重力天体着陸・移動探査技術、水探査技術等）を進める。

イ) 衛星データの利用拡大の促進

- ・宇宙からの衛星データは、第 4 次産業革命を支えるインフラとなる可能性がある。例えば、農業分野では、衛星データから米の収穫の最適日を予想して、収穫時期を色分けし、生産支援を行う取組が既に始まっている。自動運転や災害対応でも衛星データの利用拡大が見込まれる中、公共性の高い政府衛星データについて、民間事業者等が行う衛星データ販売事業を阻害しないよう留意しつつ、加工や解析が容易な形式でデータを無償提供することで衛星データの利用拡大を図る。また、統合型 G 空間防災・減災システムの構築をはじめ、地理空間情報高度活用社会（G 空間）プロジェクトを着実に推進する。
- ・政府衛星データプラットフォーム「Tellus」について、民間のノウハウ等も最大限活用し、2020 年度以降データ・解析ツールの拡充等を図る。
- ・各省庁の業務の効率化・高度化に向けて、各省庁による衛星データの積極的な利用を促すことで衛星データの利用拡大を図るとともに、自治体との

協働を強化し、地域における衛星データ利用を進める。

- ・準天頂衛星システムについて、2023年度目途の運用開始に向けて、7機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備及びセキュリティ強化について、効率化を図りつつ、着実に行う。また、電子基準点網の着実な運用とともに、農業、交通・物流、建設等多様な分野で実証事業を進め、社会実装を加速する。

ウ) 新たな宇宙ビジネスの制度環境整備

- ・宇宙旅行や小型衛星の空中発射等への活用が期待されるサブオービタル飛行⁴⁹について、2020年代前半に事業化を目指す民間企業の動向を踏まえ、新たな宇宙ビジネスを展開するための制度環境整備を進める
- ・民間事業者等による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発等についての必要な制度整備を検討する。
- ・スペースデブリ対策について、2020年度から民間企業と連携し、デブリ除去技術の実証に向けた研究開発に取り組むとともに、国際的なルール作りを主導する。また、宇宙物体の軌道情報を適切に民間企業等に提供するシステム構築に取り組む。

エ) 宇宙開発利用の拡大に向けた革新的な技術開発等の推進

- ・将来の利用者ニーズの分析等を踏まえた衛星開発に向け、省庁横断・産学官連携による開発・実証体制を2020年度中に構築し、量子暗号通信等の基盤技術開発や超小型衛星によるアジャイル開発等を行う。
- ・基幹ロケットH3の2021年度中の完成を目指すとともに、抜本的な低コスト化等を実現する将来宇宙輸送システムの研究開発に取り組む。
- ・宇宙安全保障や宇宙科学・探査のための先端技術開発を強化するとともに、新産業創出等を牽引する専門人材の育成を進めつつ、開発成果の産業分野への転用を図る。

オ) ベンチャー等からの調達の拡大促進

- ・国等のプロジェクト（スペースデブリ除去等）において、ベンチャー企業を含めて民間企業からの調達を拡大することで、宇宙産業の裾野を広げていく。そのため、新たな日本版SBIR制度の活用や、マイルストーン・ペイメント等の柔軟な契約形態の導入等、政府機関の調達・契約の方法の見直し

⁴⁹ 宇宙活動法では、高度100km以上への人工衛星の打ち上げしか規制対象としておらず、サブオービタル飛行（100km程度の飛行）については、同法の適用対象外とされている。他方、航空法もサブオービタル飛行のように高度100km程度を飛行する機体を想定した規制となっていないため、適用対象外であり、サブオービタル飛行についての新しい制度整備が必要。

を進める。

iii) スマート公共サービス

スマート公共サービスの実現に向けて、シンプルかつ直感的で、わかりやすく使いやすいユーザーインターフェースを目指すとともに、行政手続の自動処理やデータ連携等を一層強化し、利用者に負担を感じさせないものにし、さらに行政の手続やサービスが民間の取引やサービスと連携した形で提供されることによって、より高い利便性を実現していく。

これらを踏まえて、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクティッド・ワンストップ）に沿って、地方を含めた行政のデジタル化、民間におけるデジタル技術の活用促進などを一層加速化することとし、国民一人一人のニーズに合った 2030 年の行政サービスの実現に向けて、デジタル時代の行政を支える基盤として、政府情報システムのクラウド化や共用化、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資する技術的対話の方法による調達等を推進するとともに、対面・書面・押印を求める規制・慣行の見直し等に取り組み、我が国の社会変革を一気に進めていく。

また、「事業環境改善に向けた取組について（改訂 2020）」（令和 2 年 4 月 20 日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定）を踏まえ、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現に向けた取組を行う。

① デジタル・ガバメントの推進

- ・2019 年 12 月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求、クラウドサービス利用の徹底等を含めた政府情報システムの一元的なプロジェクト管理の強化、ワンストップサービスの推進などを実行するとともに、年内に必要な見直しを行い、各施策の実現の加速化を図る。

また、感染症拡大時、地震、台風等の災害発生時といった非常時においても、正常時と同様に行政機能を適切に発揮するために必要となる、国家公務員のテレワーク環境の整備、行政におけるネットワーク環境の再構築等を進める。

- ・民間アプリ会社と連携して子育て手続をデジタル化し、子育て世帯の負担軽減や自治体の業務効率化を実現する「子育てノンストップサービス」について、2020 年 3 月に公表したロードマップに基づき、まず児童手当の現況届と定期の予防接種を対象に 2023 年度からの全国展開に向けて取り組むとともに、保育や乳幼児健診などその他の手続についても検討を進め、妊娠期から就学前まで切れ目なく最適なタイミングでサポートする環境の

実現を図る。

- 一児童手当の現況届の一層の簡素化について 2020 年度中を目途に検討を進め、その結果を踏まえて必要に応じた制度整備を行うとともに、2021 年度を目途とした試行運用の実施に向けて現況届のデジタル化に係るデータ標準や標準アーキテクチャー等の検討を進める。
- 一定期の予防接種については、市区町村や医療機関等の意見を踏まえた検討を行い、2020 年度を目途とした試行運用の開始を目指し、現場の要望を踏まえつつ制度・システム等の具体化に向けた検討を進める。
- ・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、統一的なセキュリティ要求基準の明確化など政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の立上げを 2020 年度中に行うとともに、全政府機関における本制度の利用を促す。さらに、全政府機関に求める本制度の費用負担の在り方について 2020 年度までに結論を得る。
- ・警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる通信システムである「公共安全 LTE」の実現に向け、サービス提供側と利用側による検討体制を立ち上げ、運用及び技術の両面から総合実証を実施しつつ、課題・具体的な取組の方向性について検討を行い、その結果を踏まえ、2021 年度からの一部機関に対する先行サービスの実現を目指す。

② 地方公共団体のデジタル化の推進

- ・地方自治体の情報システムについて、自治体クラウドをより一層進めながら、より広域的なクラウドへの移行を進める。その際、地方自治体の職員が安心して広域クラウドに移行できるよう、回線やデータについてのセキュリティや可用性の確保や、ベンダーロックインをさせない競争環境の確保が重要であることから、その基盤となる LGWAN について、広域クラウドに対応できる大容量で安全な回線を整備し、地方自治体が利用する仕組みの構築等に向けて、総務省において、回線やセキュリティに対して積極的な関与が可能となるよう、今夏までに具体的な方向性を示す。
- ・地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。
- ・地方公共団体の効率性・利便性の向上とセキュリティの確保の両立を実現

する観点から、これまでの「三層の対策」について所要の見直しを行う。
具体的には、

－住民情報を扱うマイナンバー利用事務系について、他の領域との分離を原則としながら、eLTAX やぴったりサービスにおけるインターネット経由の電子申請データをシステムに直接取り込むことを可能にするとともに、

－十分な人的セキュリティ対策を講じ、特に重要な情報（住民情報など）を扱わない事務の範囲内で、業務端末や財務会計、人事給与等のシステムをインターネット接続系に移行する新たなモデルについて検討を行い、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成13年3月30日策定）を2020年中に改定する。

また、地方公共団体の内部環境からパブリッククラウドに接続するためのセキュリティ要件について、国の政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の実施も踏まえて更なる検討を進め、今年度中に一定の方向性を得る。

さらに、地方公共団体におけるリモートアクセスや行政手続のオンライン化を進めるため、テレワーク導入や汎用的電子申請システムの整備に対し、今年度から新たに講じている財政支援を含め必要な支援を行う。

- ・地方公共団体が多様化する住民ニーズに応えながら持続可能な行政運営を行うため、各種の行政分野におけるクラウド AI サービスの開発実証等を通じて、標準仕様や導入手順の策定を行うなど、成果の幅広い横展開を図り、2022年度までに複数団体による AI の共同利用が可能な環境を整備する。
- ・ベンチャーやNPO等が開発した有用な行政・市民向けデジタルサービスやアプリケーション等を1か所に集約した「マーケットプレイス」のβ版として構築した「Digital Service Square」について、2020年度から、本格運用を開始し、地方公共団体におけるデジタルサービスやアプリケーション等の効率的な導入を支援する。

③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現

ア) 法人向けワンストップサービスの実現

- ・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。
 - －2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化（オンラインでの印鑑届出を含む）等を開始する。

- 法人設立ワンストップサービスにおいて、Gビズ ID の同時発行を可能とするとともに、商業登記電子証明書の利便性向上の方策としてオンライン発行請求を可能とする。また、商業登記電子証明書の一定期間無償化の是非も含めた手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討する。
- 設立後の法人の実質的支配者の把握等を実現する商業登記制度の在り方を検討し、2020 年中に結論を得る。
- ・Gビズ ID 等、法人向け行政手続の利便性を高めるデジタル基盤を 2020 年度末までに整備し、2021 年度以降段階的に利用を拡大する。

イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化

- ・年末調整・所得税の確定申告手続に関するマイナポータルを活用したデータ連携による各種申告書の入力自動化等について、社会保険料やふるさと納税に関する控除証明書等、控除・収入関係書類の電子化を目指したロードマップを 2020 年度中に策定する。
- ・税・社会保険手続について、電子申告・電子納付をより一層促進するため、税務申告(申請届出)から納税(納付)までの一連の手続をシームレスに行うことを可能とすることとともに、横断的なワンズオンリーの徹底について、2020 年度中にニーズや課題等を検討する。
- ・税・公金のキャッシュレス化・法人の電子納付手段に関して、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現に向けた課題や個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係を始めとした行政機関等からの処分通知等の電子送達の在り方等を検討する。
- ・地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021 年 10 月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。

ウ) 裁判手続等の IT 化の推進

- ・司法府による自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。
 - オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、2022 年中の民事訴訟法等の改正に取り組む。
 - 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめに基づき、IT に関する状況を踏まえ、国民の司法アクセスの確保に配慮しつつ、訴状等の書面のオンライン提出への一本化を司法府の取組を含め段階

的に実現する。その過程において、弁護士・司法書士等の士業者に限りオンライン提出を義務付けることを検討する。本人訴訟に関して、日本司法支援センターによる書面の電子化等の IT 支援や法的助言も含めた支援の内容を 2020 年度から検討する。また、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等が行う取組の検討も期待する。さらに、優遇措置（書面を提出した際の電子化手数料徴収を含む）等のオンライン申立ての利用促進策を検討する。

- 一 司法府には、(a) 現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用について、2020 年度中の全国の地裁本庁での開始、2021 年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討、(b) 2022 年中の民事訴訟法等の改正を前提に、1) 早ければ 2022 年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始、2) 早ければ 2023 年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始、(c) 現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の運用について、2021 年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指すとともにその後電子提出の利用の普及促進、(d) 民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての本格実施に関しては、法制審議会の調査審議と並行してシステム開発に向けた検討や規則改正のための検討を実施した上で、IT 化の全体計画の策定のための取組を進め、2025 年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始の検討、(e) 本人訴訟への裁判所での IT 支援の検討、利用者目線で使いやすい事件管理システムの構築、(f) 計画的かつ適正迅速な裁判を実現するための運用改善の検討等を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。
- 一 審理期間の上限設定を含む特別な訴訟手続の創設の可否を検討する。法制審議会における民事訴訟手続の IT 化の検討も踏まえつつ、2020 年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等の IT 化のスケジュールを検討する。
- 一 民事判決データのオープン化・ビッグデータ化に向けて、プライバシーや営業秘密への配慮やデータの構造化・標準化に向けた方策などを含めて、民事判決データの適切な利活用に向けた検討を進め、2020 年度中を目途に、今後の道筋を得る。
- 一 刑事手続において可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、2020 年度中に、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判の IT 化方策の検討を開始する。
- ・ オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手

続(ADR)に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討、金融ADR制度の指定紛争解決機関、下請かけこみ寺等に加えて、国民生活センター等の行政型ADRや離婚後の養育費、面会交流の取決め・履行確保等におけるオンラインでの非対面・遠隔での相談や手続の実施等に関する検討、プラットフォーム型の電子商取引を介した消費者取引に関するプラットフォーム事業者によるODRの設置の推進等に関する検討を2020年度中に進める。

- ・越境消費者紛争の増加に対応するため、国民生活センター・越境消費者センターについて、人的態勢や対応言語の強化、IT技術を活用した相談処理の検討等を行い、態勢・機能を強化する。

エ) 貿易手続・港湾物流等の改善

- ・業種の異なる民間事業者間の貿易手続を含む港湾物流を円滑化する「港湾関連データ連携基盤」を2020年中に構築するとともに、他のシステムとのデータ連携等について検討し、2020年度中に結論を得る。
- ・「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、2020年度中の横浜港におけるCONPAS⁵⁰の本格運用の開始等を行う。

オ) 不動産関連情報・サービスのデジタル化

- ・固定資産評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から、2020年1月より開始した市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税課税明細書の活用などの方策を2020年度中に検討する。
- ・不動産取引の安全性確保を前提として、現在実施している社会実験の結果等を踏まえ、売買取引におけるITを活用した重要事項説明(IT重説)の本格運用に向けて必要な制度整備を行うとともに、不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付等に向けて、宅建業法の関連規定について、直近の法改正の機会を捉えて改正措置を講ずる。

④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し

- ・テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。
 - 一 経済界などとも連携し、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しを実行する。特に、金融機関における各種手続について、金融業界全体で慣行

⁵⁰ 新・情報港湾システム Container Fast Pass の略。

- を見直し、対面・書面・押印の不要化や電子化を推進する。
- －民間の商取引などについて、押印に関する法律の規定の意味や押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方等を示すとともに、電子署名法における電子署名の解釈の明確化を行い、広く周知を図る。
 - －原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う。
 - －あわせて、行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に進める。原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減、法人データ連携基盤（Gビズコネクト）による情報連携等を加速する。
 - －行政機関等の内部手続について、制度的な対応が不要な押印・書面提出等は速やかに廃止するとともに、制度的な対応が必要なものについては、官民を通じた業務プロセス全体を見渡した業務見直しの中で2020年中に検討する。特に、会計について、契約書を除いて押印廃止、契約書については電子的手段の利活用促進を図るなど、契約相手の負担軽減を行う。

⑤ マイナンバーカードの普及、利活用の促進等

- ・マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指し、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、マイナポイントを活用した消費活性化策、マイナンバーカードの健康保険証利用、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等必要な施策を進める。
- ・デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる。
- ・PHR⁵¹の拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障害者割引適用の際に障害者手帳の提示が不要とできるよう、デジタル対応を推進する。また、e-Tax等について、自動入力できる情報（医療費、公金振込口座等）

⁵¹ Personal Health Record。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。

- を順次拡大し、マイナンバーカードの利便性を向上させる。
- ・在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、2021年中に結論を得る。
 - ・また、運転免許証について、海外の事例を踏まえつつ、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始する。
 - ・あわせて、自動車検査証及び自動車検査登録手続についても、マイナンバーカードを活用した手続の一層のデジタル化の推進に向けて、検討を開始する。
 - ・この他、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討する。必要に応じて共通機能をクラウド上に構築する。民間技術を更に積極的に活用してマイナポータル⁵²の利便性の向上を図る。
 - ・これらの取組と併せて、マイナポイントを活用した消費活性化策の実施、QRコード付きのカード申請書の再送付など、マイナンバーカードの手続ができる環境を抜本的に拡充することにより、マイナンバーカードの実効性のある取得促進のスケジュールをできる限り加速する⁵²。
 - ・国税還付、年金給付、各種給付金(国民向け現金給付等)、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化に向け、マイナポータル等を活用し、公金振込口座設定のための環境整備を進める。様々な災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するとともに、公平な全世代型社会保障を実現していくため、公金振込口座の設定を含め預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方について検討を進め、2020年中に結論を得る。
 - ・マイナンバー制度及び国地方を通じたデジタル基盤の構築に向け、自治体の業務システムの早急な統一・標準化を含め、抜本的な改善を図るため、2020年内に工程を具体化するとともに、できるものから実行に移していく。

iv) 次世代インフラ

① インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用

⁵² 2019年9月のデジタル・ガバメント閣僚会議にて示されたマイナンバーカード交付に係る「全体スケジュール(想定)」等においては、2020年9月から実施するマイナポイントによる消費活性化策や2021年3月から開始予定の健康保険証としての利用などを踏まえ、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定している。

を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震⁵³災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であるため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。加えて、第4次産業革命の新技术を活用して「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

ア) インフラの整備・維持管理

- ・ 処遇改善、働き方改革等を踏まえた担い手確保を図りつつ、建設業の生産性向上を図るため、適正工期の確保や許可等手続の電子申請化等を進めるとともに、建設キャリアアップシステムの2023年度からの完全実施を官民一体で目指すほか、マイナンバーカード・マイナポータルとの連携による申請手続の簡素化や資格証の一体化を実現する。また、外国人建設労働者の効率的な就労管理のため、同システムと外国人就労管理システムの間で情報を共有する。
- ・ 人口減少等の構造的変化を踏まえ、建設業の生産性向上に向けて、地域でも規模の経済の発揮やデジタル化を進めるとともに、地域の社会資本の効率的かつ持続的な維持管理等を図るため、建設業の広域的な連携を進める。
- ・ AIなどの基幹技術の導入によりi-Constructionの取組を加速化し、2020年度より無人化施工技術の実証や音声・映像を活用した遠隔での監督検査の試行に着手し、建設現場を遠隔・非接触の働き方へ転換するなどインフラ分野のDXを推進するとともに、監督・検査基準などの基準類の見直しに産学官連携で取り組む。また、中小企業や自治体等へ裾野を拡大するため、維持修繕分野へのICT施工の拡大、施工プロセスで3次元データを部分的に活用する「簡易型ICT活用工事」の導入、ICT導入の助言を行う人材の育成等を行う。
- ・ 建設現場の生産性向上のため、電子基準点網の密度が低い地域において民間等GNSS観測点を公共工事等に活用できるよう、性能基準等を実装し、2021年度から制度を本格運用する。
- ・ 2023年度までに小規模を除く全ての公共事業でBIM/CIMを活用する。このため、3次元データの国際標準であるIFC5を踏まえた国内基準等を整備するほか、BIM/CIM技術者の活用に向け、認定資格制度等の検討を加速化

⁵³ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等（これらに起因する津波を含む。）。

させる。官民が発注する建築設計・工事に試行的にBIMを導入し、効果検証や運用上の課題抽出等、BIMの普及に向けた方策の検討を進める。また、BIMによる建築確認申請の普及に向けて、指定確認検査機関による確認申請の電子化対応の支援等を行うとともに、特定行政庁による電子化対応に向けた検討を進める。

- ・デジタルツインによるインフラ分野の生産性向上を図るため、構造物や地盤などのインフラに関するデータと交通・物流や気象・災害情報などの各データを連携させた、国土と交通に関する統合的なデータプラットフォームを2022年度までに構築する。このため、国土交通データ協議会を活用し、プロトタイプ版である「国土交通データプラットフォーム1.0」（2020年4月公開）について、機能の改良や各省庁・民間等の保有するデータとの連携の拡大、要素技術の開発等を行う。
- ・インフラメンテナンスの効率化のため、既存ストックの最適化を進めるとともに、航路標識の監視等でのドローン、AI等の活用に関するガイドライン等を策定するほか、浮体式洋上風力発電設備について、先進的な維持管理手法に係るガイドラインを2021年度までに策定する。また、道路施設について、新技術導入促進方針に基づき新技術の導入を促進するとともに、施設ごとに新技術を活用した最適な点検手法を選択するための考え方の整理等を行うほか、点検技術者の資格制度創設の検討に2020年度から着手する。

イ) 防災・災害対応

- ・IoT、AI技術等を活用し河川氾濫時にリアルタイムで浸水域を把握するための技術を開発し、実証を2020年度中に行うほか、浸水深を把握するための基盤となる標高データ等を整備する。また、ドローン・画像解析技術等を活用した河川巡視を実現するため、人による巡視を代替・補完する技術について、実証を2020年度中に行う。
- ・既存ダムを活用して有効な洪水調節を行うため、水系全体のダム流入量等を高精度で予測するシステムを2020年度中に開発するほか、気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進めるとともに、AIを活用して降雨やダム流入量を更に効率的・効果的に予測するための研究開発を進める。また、2級水系においても利水容量を洪水調節に活用するため、河川管理者とダム管理者、関係利水者で治水協定を順次締結する。
- ・流域の監視カメラ画像をAIで解析し、土砂災害の危険の高まりを把握する技術を2020年度中に開発し、2021年度までに実証を行う。
- ・真に実効的で効率的な防災・減災を進めるため、あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を図り、河川関連法制の見直しな

どソフト面でも対応を強化し、ハード・ソフト一体となった対策を進める。

ウ) 交通・物流の課題の解決

- ・コンテナトレーラーの自動化の実証に2020年度に着手するなどAIターミナルを2023年度までに実現するとともに、港湾関連データ連携基盤の構築・利用促進に加え、港湾に関する行政手続や港湾施設の維持管理・利用状況などの情報へ拡張を進め、港湾物流において世界最高水準の生産性と遠隔・非接触で安全な業務環境を創出する。
- ・ユニバーサルデザインを推進し、障害者やベビーカー利用者等の全ての人々が安心して道路を通行できるよう、歩行空間データの収集方法等を含むガイドラインを2020年度中に策定する。また、高速道路のサービスエリアや道の駅に子育て応援施設を整備する。
- ・有料道路の料金收受業務の非接触への転換にも資する有料道路のETC専用化を進めるとともに、道路の利便性をより向上させるため、ETC2.0を活用し、高速道路からの一時退出先を限定しない運用を推進するほか、ETC2.0データの官民連携での活用によりトラック輸送の生産性向上を推進する。また、2020年度を目途にデータを民間企業へ配信する。加えて災害発生直後から緊急物資輸送等を支援するため、ETC2.0装着車の通行実績データ等を活用して作成した通れるマップを民間事業者を含め即時提供する。
- ・主要渋滞箇所の解消を加速化するため、全国道路・街路交通情勢調査などの交通調査にICT・AIを積極的に導入し、取得した道路交通ビッグデータを活用した渋滞対策を実施するとともに、観光地での駐車場入庫待ちによる渋滞を解消させるため、駐車場予約システムを導入する。
- ・特殊車両の通行条件の合理化を図るほか、ICTによる過積載のモニタリングに向け、車載型荷重計測装置の仕様等を2020年度中に定める。
- ・迅速かつ円滑な物流の実現や、高速道路における自動運転の政府目標も見据え、三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る。
- ・高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神の6車線化により、三大都市圏を繋ぐダブルネットワークの安定性・効率性を向上させるとともに、新東名（静岡県区間）を中心に、本線合流部での安全対策や既存のSA・PAの拡幅などの実証環境を整備する。
- ・現下の低金利状況も活用し、高規格幹線道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、国際拠点空港、空港等とのアクセスとなる主要な都市鉄道ネットワーク、物流施設等の早期整備を図る。

エ) 都市の競争力の向上

- ・スマートシティの全国展開・都市間連携を加速するため、2020年度中にガイドラインを策定する。また、世界水準の「3D都市モデル」を基盤としたデータ駆動型まちづくり手法の充実と都市経営の改善に向けてモデルを構築するほか、海外への情報発信や企業進出支援を行う。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの取組の加速化に向け、立地適正化計画の居住誘導区域で都市インフラの計画的な改修促進等を図るため、2020年度中に都市計画運用指針の改正等を行う。また、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援や、駅周辺の空間の再構築等に向けた手法の導入を行うとともに、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出を図る。
- ・国内外から中長期的かつ安定的な投資を呼び込むため、法人による投資的な不動産取引の動きを可視化し、不動産市場の透明性向上・活性化に資する法人取引量指数（仮称）の2021年度中の公表に向けて検討するほか、ESG投資の促進に向けTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）に係るガイダンスを2020年度中に策定する。また、賃貸住宅管理業に係る新制度を2020年度から実施する。
- ・質の高い既存住宅の流通促進・リフォーム市場の活性化に向け、2020年中に長期優良住宅の認定基準の合理化等、認定取得の促進のための方策等を検討し、2021年以降に所要の制度的措置を講ずる。
- ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき、所有者不明土地への対策、ランドバンクの先進的取組支援などの管理不全の土地等への対策や、リモートセンシングの活用などの効率的手法の導入による地籍調査の円滑化・迅速化を図るとともに、地方公共団体による筆界特定申請や街区境界調査成果の活用等により、登記所備付地図の整備を一層推進する。また、地価の個別化・多極化に対応するため地価公示の調査方法を見直す。
- ・民間投資等を呼び込み、賑わいのある道路空間を実現するため、2020年度中に、道路構造令の改正やデジタルサイネージ広告等に関するガイドラインを策定するとともに、歩行者中心の道路空間を構築する歩行者利便増進道路制度を全国5カ所以上の自治体で活用する。
- ・道路空間や防災道の駅における5Gの通信環境を活かしたユースケース等の検討を2020年度に行い、検討結果を踏まえ、官民の関係者連携の下で実証実験等を実施した上で、所要の制度的措置を講ずる。
- ・スーパー・メガリージョンの形成と効果の広域的拡大のため、先進的な取組について、全国8広域地方計画区域毎に、フィージビリティスタディ等

を実施し、2022年度を目途にロードマップを策定する。

② PPP/PFI 手法の導入加速

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和2年改定版）」（令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。また、樹木採取権制度の活用を推進する。さらに、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである PFS（Pay For Success、成果連動型民間委託契約方式）の活用と普及を促進する。

また、利用料金の生じないインフラにおけるアベイラビリティペイメント方式について、長期にわたって維持管理と改築更新をセットにし、成果・性能に基づいて契約することなど当該方式の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

ア) コンセッション重点分野及び樹木採取権制度の取組推進

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律について、事業者がより効率的な運営ができるようコンセッション（公共施設等の運営）事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することが可能である旨を明確化する。このため、2021年の通常国会に改正法案の提出を図る。
- ・上下水道事業の案件各々の経営状況やサービスレベル、持続可能性を横並びで比較するベンチマーキングの仕組みについて、諸外国の制度を研究しつつ、我が国における導入の可否を検討する。
- ・全国で計画されているスタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、案件として実現させることを目指して、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討する。
- ・樹木採取権制度について、大型製材工場が必要とする原木消費量である10万 m^3 を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討する。
- ・公共施設等運営権制度の活用案件において生じた民間ならではの創意工夫を整理し、活用に興味を持つ自治体に対して提供等を行う。

イ) 成果連動型民間委託契約方式の普及促進

- ・関係府省による PFS の取組や「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)の順守の状況をモニタリングするため、民間の実務家を交え、フォローアップを行う。
- ・まちづくりや就労支援分野など、現在、PFSの普及を進める重点分野(医療・健康、介護、再犯防止)とされていない分野についても、案件形成支援や好事例の横展開等を通じて、普及を促進する。

v) 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

我が国の農林漁業者が減少する中、新型コロナウイルス感染症に伴う急激な人手不足や新たな国際環境に対応し、農林水産業の生産を維持・発展させていくためには、ICT等の先端技術を活用するとともに、人材の育成や農地の集積・集約化等を図っていかねばならない。

また、バリューチェーンにおける改革を進め、輸出を促進するなど、農林水産業を支える環境の整備にも積極的に取り組む必要がある。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業の競争力と食料安全保障の強化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図る。

① 農業改革の加速

ア) 生産現場の強化

(生産性の向上、人材の育成等)

- ・農業者と協業しつつ、農作業代行、GAP(農業生産工程管理)指導、ICT活用、加工・貯蔵等を創意工夫により行う新たな生産事業体の先駆的事例の2022年度までの展開を推進し、全国展開を図る。
- ・新規就農者を支援する市町村・農協等の協議会の優良事例を基に、2020年度中にマニュアルを整備し、新規就農者の定着を全国で推進する。
- ・農業高校での最新農機を使用した実習等への協力を農協や農業経営体等に2020年度に働きかけるなど、全国で農業教育環境の充実を図る。
- ・女性が農業で働きやすいよう、地域の子育て支援ネットワーク構築マニュアルを、先進事例を含め2020年度に作成し、全国展開等を図る。
- ・農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、専門人材の育成及び全都道府県でのワンストップ窓口の整備の推進とともに、2020年中に優良事例表彰を開始する等により、全国的な推進を図る。
- ・農協改革について、自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、改正農協法に基づき検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

(農地の集積・集約化等)

- ・改正農地中間管理事業法に基づき、地域の関係者一体で、2020年度に人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地の集積・集約化の具体化を順次進める。
- ・上記取組と連携し、農業経営相談所の専門家の派遣や、優良事例集の2020年度中の作成等を通じ、法人経営体設立の加速化を図る。
- ・日本型直接支払制度について、将来の中山間農地の維持等を定める集落戦略の作成を、2022年度まで集中的に推進するとともに、棚田の保全や中山間地の特色を活かした多様な取組を促進する。
- ・土地改良事業について、コスト低減を図りつつ、農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化を図るとともに、ため池や農業水利施設等の強靱化対策を緊急に実施し、ため池工事特措法⁵⁴に基づき2020年度中に基本指針や推進計画の策定による実施体制の整備を全国で図る。
- ・営農型太陽光発電について、2022年度までに電気を自家利用する農業者向けの手引を作成する等により、全国展開を図る。
- ・畜産業の国際競争力の強化に向け、2020年度に、一定の畜舎等を建築基準法の対象から除外する特別法を検討し、所要の法律案を整備する。
- ・都市農地貸借法を活用して農協等が行うマッチングの優良事例集を2020年度中に作成する等により、都市農業の振興を図る。

(米政策改革)

- ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かい情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、2025年度までに500の高収益作物産地の創出など、米政策改革の定着を図る。
- ・米の多収品種の地域ごとの栽培技術等の確立を推進し、2022年度までに作期分散も含めた体系的整理等を行い、生産コストの削減を図る。
- ・米・麦・大豆の作付けの連坦化・団地化等を行うモデル産地を、2023年度までに全国各地に創出する。

イ) バリューチェーンにおける改革の推進

- ・農業競争力強化支援法に基づき、2020年4月に対象化された農業資材の卸売・小売事業を含め、資材・流通業界の再編などの取組を進める。
- ・農水産物等のバリューチェーンにおいて、2022年度までに、AIやロボット技術等を活用し、卸売市場を含む物流拠点における商品仕分け、搬送、入力等の自動化技術を実現する等により、コストの低減を図る。
- ・6次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工

⁵⁴ 公布の日（2020年6月19日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

等の促進を図るとともに、各都道府県において関連事業者間のマッチング等を行う体制を2022年度までに整備する。

- 食品ロス削減推進法に基づき、2020年10月30日の「全国一斉商慣習見直しの日」に向けた納品期限の緩和等の呼びかけや、フードバンクにより食品関連事業者と福祉団体等をマッチングするシステムの構築等を行い、食品ロス削減を全国的に推進する。
- 鳥獣被害対策を抜本的に強化し、安全・安心なジビエ供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を2025年度に2019年度比で倍増させるなど利用拡大を図るため、獣種や在庫量等の利用者向け産地情報の共有ルールを、2020年度中に実証を通じ作成し、全国展開等を図る。
- 農業者の所得向上に向けて、農産物検査規格と商慣行の総点検・適正化及び新JAS（日本農林規格）の制定について、2021年度上期までに結論を得る。
- 新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を見極めつつ、「Go To Eat（飲食）」事業を実施する。キャンペーンの実施に当たり、感染拡大防止策を徹底しながら、オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対して、飲食店で使えるポイント等を付与するほか、登録飲食店で使えるプレミアム付き食事券を発行し、飲食需要を強力に喚起する。その際、宅配やテイクアウトも対象に含め、新たなビジネス方法の実行への支援を進める。

ウ) スマート農業の推進 (スマート農業の推進)

2022年度までに、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、研究開発、実証・普及及び環境整備の取組を、以下の取組を含め一体的に進める。

- 全農業大学校でのスマート農業のカリキュラム化等に向け、2020年度中にスマート農業の教材の作成等を行うとともに、若者のスマート農業への関心の醸成等のため、同年度中に学生向けスマート農業技術アイデアコンテストの実施についての検討を行う。
- 農業データの利活用と農業生産ノウハウの流出防止を図るため、2020年3月に整備した「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の普及を、リーフレットの配布や、普及指導員、知財総合支援窓口の相談員、弁理士等への研修等を通じて行う。
- ICTを活用した農業農村整備で取得した座標データから、自動走行農機やドローンの自動運転用の地図を作成し活用する手法を、2022年度までに整備する。

- ・2020年度に全国の農地区画データ情報（筆ポリゴン）を更新し、2021年度にドローン等の自動航行ガイドデータに活用する実証を行う。

(農業支援サービスの育成・普及)

農業者の減少・高齢化が進む中、農業の成長産業化を支援するため、収穫作業を行うロボットや農薬散布を行うドローンなど先端技術等を活用した農業支援サービスの育成・普及を図る環境が2021年度までに整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・農業支援サービス事業者の先端技術の開発等に必要な資金の提供体制の整備や、保険の充実について検討する。
- ・農業支援サービス事業者を農業大学校生等に紹介するポータルサイトを2020年度中に整備した上で、インターンや就職関連情報の提供を開始し、人材の確保を図る。
- ・2020年度中に、農業者のニーズや農業支援サービス事業者のサービス内容等の調査を行い、農業支援サービス事業者のサービスの発信内容を標準化するためのガイドラインを作成し、農業者とのマッチングを図るとともに、2021年度までに経営が成り立つビジネスモデルの公表を開始する等により、農業支援サービス事業者の参入を促す。
- ・農業者が作業工程が見える化し農業経営に合った農業支援サービスを選択できるよう、GAP手法を用いて作業工程を改善する取組事例を共有し、普及指導員等による指導の促進を図る。
- ・農業支援サービスを含めた地域サービスを提供する地域づくり団体の立上げを促進し運営を改善するため、2020年度中に、コーディネータ育成のための研修カリキュラムや、優良事例集の作成を行う。
- ・農業支援サービスの創出に向けて民間企業や研究機関等が参加するプラットフォームにおいて、マッチング機会の創出、課題の分析、環境整備の検討等を行う。

(新たな枠組みの構築)

- ・人口減少下においても力強い農林水産業の構築に向け、農林水産業の生産性を向上させるスマート技術や新たな需要を創出するフードテック技術の開発や現場実装等の取組を一体的に促進するため、関連事業者の取組等を多角的に支援する新たな枠組みについて、2020年度中に検討し、所要の措置を講ずる。
- ・病害虫の農産物への被害の軽減のため、ドローン等を活用した病害虫発生量等の情報収集や、AI等を活用した病害虫発生予測技術の開発等に取り組み、2025年度までに新しい病害虫発生予察を実現する。
- ・将来の気候を見通した農業生産に向け、全国の気候・品目・技術・生産量等のビッグデータ化や、AI等を活用した生産量予測等に取り組み、地域の

最適生産モデルの 2025 年度までの提示に向け取り組む。

② 輸出の促進

- ・農林水産物・食品輸出促進法に基づき、海外の食品安全等の規制に対し、規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設の認定の加速化等を、政府一体的に推進する。
- ・2020 年 4 月に運用を開始した各種輸出証明書の申請及び交付をワンストップで行えるシステムについて、受付可能な輸出証明書の種類を 2021 年度までに全ての輸出証明書に拡大する。
- ・生産者への輸出診断等を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP) の優良事例の発信を 2020 年度中に開始するとともに、グローバル産地づくり、産地と港湾が連携したプロジェクト等を通じたコールドチェーンの確保、加工食品の海外規制への対応、日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) による徹底的な市場調査等を進める。
- ・生鮮魚介類鮮度評価法の JAS を 2021 年度に制定し、同評価法の国際標準化を通じ輸出の拡大を図る。
- ・米の輸出戦略を 2020 年に策定し、ターゲット層を明確にした販売や産地の育成等に取り組み、新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
- ・日本産酒類の輸出を促進するため、2020 年度中に、海外向けブランド化や酒蔵ツーリズムのモデル事例の構築等を図るとともに、日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録を視野に調査を開始する。
- ・食産業の海外展開と輸出拡大に資する多様なビジネスモデルの創出を促進するため、2020 年度中に企業ニーズやビジネスの可能性の調査を行い、企業コンソーシアムの形成や、2 国間政策対話等に取り組む。

③ 林業改革

ア) 林業・木材産業の成長産業化

- ・製材工場等の大規模化への対応と輸出促進のため、森林組合間の連携手法につき新設分割を含む多様化した仕組みを 2021 年度に創設する。
- ・改正国有林野管理経営法に基づき、新規需要に対応し、樹木採取権のパイロット的な設定を 2020 年度中に開始し、林業経営者の安定的な事業量の確保を図るとともに、マーケットサウンディングを行い、大規模なものも含めた樹木採取権の設定に向けた検討を行う。
- ・非住宅建築物や中高層建築物への CLT (直交集成板) を含めた木材の利用拡大に、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に取組み、2024 年度までに 3 次元の設計情報等を一元的に管理する木造建築 BIM を関係者間で活用するための標準化を図り、設計や調達等の効率化を図る。

- ・森林空間を健康・観光・教育等の場に活用し、林業者の所得向上も目指す「森林サービス産業」の創出に向け、2020年度に官民関係者が参加するプラットフォームを立ち上げ、新たな仕組みづくり等を進める。

イ) スマート林業等の推進（林業イノベーション）

2024年度までに、スマート林業等の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・林業の伐採・運搬、造林等の作業を遠隔・自動で行う機械等の開発を図るとともに、実用化に合わせ安全性ガイドラインを整備し、自伐型林業を含めた様々な林業の経営者とともに、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。
- ・造林から伐採までが林業者1世代で可能となる早生樹やエリートツリーの種穂の全国的な供給体制が整備されるよう、早生樹等の選抜や採種園・採穂園の整備等を図る。
- ・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できる森林クラウドを2021年までに立ち上げ、森林クラウドとデータ連携可能なICT生産管理システムの標準仕様を作成し、民間事業者に導入を促進するとともに、サプライチェーンにおいて需給等のデータをシステムで共有する取組の加速化を図る。
- ・全林業大学校でスマート林業がカリキュラム化されるよう、スマート林業等の事例集の作成や教職員への研修等を行う。
- ・林業経営者がスマート林業技術を知る機会の拡大に向け、説明会・マッチングミーティングの各地での開催等を行う。
- ・全国でのスマート林業のモデル的な導入に向け、国有林のフィールドも活用しつつ、実践事例の分析・提供や、技術モデルの提示を行う。
- ・全都道府県でのスマート林業等の相談対応に向け、普及指導員への研修等を行い知識や経験の習得を図る。

④ 水産業改革

ア) 水産政策改革等の推進

- ・改正漁業法に基づき、TAC（漁獲可能量）対象魚種について、2021年までにMSY（最大持続生産量）の実現を目標とした管理を基本とし、2023年度を目途に漁獲量ベースで8割まで拡大する。
- ・養殖業のマーケット・イン型への転換を推進していくため、実証による技術的課題の解決や事業性評価による融資の円滑化を進め、2022年度までに養殖経営体のタイプ別にモデルとなる経営体の創出を図る。
- ・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、2020年度中に、「かかりつけ獣医

師」制度の構築や、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の発表、オンライン診療のガイドラインの整備等を行う。

- ・瀬戸内海において水環境を保全し豊かな水産資源を育むため、2021年までに最新の知見と地域の合意形成に基づく栄養塩類管理の仕組みを導入し、栄養塩類と水産資源の関係の解明を進め、2023年度までに湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策の提案の開始等を行う。

イ) スマート水産業の推進

2023年度までに、スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・2023年度までの水産資源の評価対象の有用魚種全体（200種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、ICTを活用し、漁船・調査船からの操業・漁場環境情報の収集や、産地市場の水揚げ情報の収集、大臣管理漁業の電子的漁獲報告のための体制整備等を進める。
- ・沖合・沿岸等の漁業者にリアルタイムで精度の高い漁海況情報が提供されるよう、漁海況予測システムの開発・実証を行う。
- ・衛星情報やブイ情報を活用した赤潮発生予測情報が赤潮発生の多い海域の養殖業者に活用されるよう、対象海域の拡大を図る。
- ・漁労作業等の自動化・省力化等に向け、技術の開発・実証に取り組む。
- ・スマート水産業について、漁業・養殖業者向けの説明会・フォーラム等を各地で開催し、ほぼ全ての水産関係教育機関で授業の実施を図る。
- ・全水産試験場でのスマート水産業の相談対応に向け、水産試験場職員への知識やノウハウの提供を行う。
- ・全国でのスマート水産業のモデル的な導入に向け、スマート水産業を利用したモデルケースの作成を行う。
- ・ICTなどの先端技術を活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携して、作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーンの優良事例の構築に取り組む。
- ・水産資源の評価・管理やデータに基づく漁業・養殖業、新規ビジネスの創出を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を2020年までに構築・稼働し、他のデータプラットフォームとの連携を図る。

vi) 疾病・介護の予防

人生100年時代の安心の基盤である「健康」は、国民にその重要性が一層深く認識されるようになっており、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくためにも、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進する。

① 人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

ア) 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の更なる強化

- ・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、2020 年度中に、インセンティブ措置強化の影響分析等を行うとともに、2021 年度以降の各評価指標や配点について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行う。また、各保険者の点数獲得状況を公表する。
- ・健康保険組合等の予防・健康事業の取組状況に応じて後期高齢者支援金を加減算する制度について、2020 年度中に保健事業の効果や最大±10%と強化したインセンティブ措置の影響分析等を行うとともに、2021 年度以降の加減算における対象範囲、各評価指標や配点について、成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを行う。また、2020 年度中に各健康保険組合等の後期高齢者支援金の加減算率について、新たに加算対象組合を公表することについても検討する。
- ・全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021 年度中に一定の結論を得る。
- ・後期高齢者医療広域連合の予防・健康事業の取組を強化する。予防・健康事業の取組状況に応じて配分される特別調整交付金（保険者インセンティブ措置）について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組状況等を踏まえた評価指標の重点化や見直し等、インセンティブが強まる方策を検討し、2020 年度中に、一定の結論を得る。
- ・各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底した PDCA サイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しを行う。

イ) 予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

- ・健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進に向けて、2020 年秋頃に産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備するとともに、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンス構築を含む総合的な施策について、栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に、検討を進める。

ウ) 疾病の早期発見に向けた取組の強化

- ・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、5 年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等、血液や

唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率向上に向けた取組の影響分析を行う。リスクに応じた検診については、2019年度に得た結論を踏まえ、実現に資する科学的根拠の集積を推進する。

- ・がんの早期発見の観点から、乳がん、食道がん、大腸がんなど罹患数の多いがんについて、簡便で高精度かつ短時間で検査可能ながん検出技術を早急に確立し、2020年度中に実証実験を開始する。
- ・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診（検診）の機会の拡大等について、歯科健康診査推進等事業などによる検証の結果を踏まえて検討し、2021年度までに歯科健診（検診）の実施方法等の見直しの方向性について結論を得る。あわせて、歯科健診（検診）の受診率向上を図りつつ、健診（検診）結果に基づき必要な受診を促す実効的な取組や、口腔の健康と全身の健康の関連に係るエビデンスを更に構築するとともに、医科歯科連携を推進する。

エ）保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進

- ・健康スコアリングレポートについて、健保組合や事業主への働きかけを強化するため、2021年度からは、現行の保険者単位のレポートに加え、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位でも実施する。
- ・各企業等の健康経営の取組と成果が内外から適切に見える化・評価されるべく、2020年6月に取りまとめた「健康投資管理会計ガイドライン」（令和2年6月12日「健康投資の見える化」検討委員会決定）を踏まえ、企業等の健康投資を更に促進するインセンティブ措置の導入を見据え、資本市場等で活用可能な健康経営に係る情報開示の在り方等について、2020年度内を目途に取りまとめる。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」（平成30年12月21日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議決定）について、レガシーを創出するべく、大会終了後速やかに成果を公表して、国民の健康増進を推進する。

オ）データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進

- ・保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証を2020年夏頃から順次開始する。その

結果を踏まえ、保険者等による適切な予防・健康づくりのための取組の実施を促進する。

- ・一定の品質が確保されたヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備を進めるため、業界や業界横断の自主的なガイドライン等の整備を支援し、2025年度までに1,000企業・団体等が使用することを実現する。

カ) 介護予防のインセンティブ措置の更なる強化等

- ・介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金）について、2020年度中に、インセンティブ措置強化の影響分析等を行うとともに、2021年度に、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを検討する。
- ・各評価指標や配点の見直しにおいては、「通いの場」の拡充、「介護助手」など介護施設における高齢者の就労・ボランティアの後押し、個人へのインセンティブとしてのポイントの活用、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から介護予防と保健事業との一体的実施等の取組について引き続き重点的な検討を行うなど、徹底したPDCAサイクルを進める。あわせて、先進・優良事例の横展開を行い、民間サービスの活用等を推進する。
- ・75歳以上の高齢者に対する保健事業について、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用し、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。
- ・利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善に対する介護報酬加算について、自立支援や重度化防止等の観点から、2020年度中にエビデンスに基づく効果検証を行い、次期介護報酬改定で必要な対応を行う。

キ) 認知症の総合的な施策の強化

- ・「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、推進するとともに、日本認知症官民協議会と連携し、認知症バリアフリーの取組を進める。認知症の予防法の確立に向け、薬剤治験に即応できる体制を2021年度までに構築するなど、研究開発を強化する。また、認知症分野における官民連携での予防の評価指標・手法の確立を2022年度までに目指すとともに、認知症でも使いやすい製品・サービス実証を2020年度から実施する。

vii) 次世代ヘルスケア

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、必要な人が広く検査や治療を受けられること及び迅速にデータを収集・解析することの重要性が改めて認識された。技術革新を活かして、費用対効果の高い形で、医療・福祉分野における個々の政策を、国民の健康増進や、医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革につながるよう、一層スピード感をもって「全体最適」な形で推進する。

① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

ア) 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

(オンライン資格確認等)

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を2021年3月から開始する。そのため、医療情報化支援基金を活用し、2020年8月から医療機関及び薬局のシステム整備を着実に進め、2023年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局にシステムの導入を目指す。
- ・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにする等の内容を盛り込んだ地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行⁵⁵に向けて必要な対応を行い、2021年度からの運用開始を目指す。

(医療機関等における健康・医療情報の連携・活用)

- ・レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、2021年3月から特定健診等情報、10月から薬剤情報を確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022年夏を目途に確認できるようにする。
- ・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、2020年度中に具体的な方策について結論を得る。
- ・処方箋の電子化について、2020年4月に改定を行ったガイドラインの内容を周知するとともに、電子化に向けて必要な環境整備を2020年度中に開始し、2022年度から環境整備を踏まえた実施を行う。

⁵⁵ 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにする改正内容については、公布の日（2020年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

(医療・介護情報の連携・活用)

- ・ICT を活用した医療・介護連携を進めるため、医療機関と介護事業所間において、入退院時に患者の医療・介護情報を共有する標準仕様の作成を進めるとともに、その他の医療・介護連携の必要性や ICT 活用の可能性等について、2020 年度中に検討し、結論を得る。

(PHR の推進)

- ・個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR (Personal Health Record) を引き続き推進する。
- ・マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供については、2020 年 6 月から乳幼児健診等情報を開始するとともに、2021 年 3 月から特定健診等情報を、2021 年 10 月から薬剤情報をそれぞれ開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020 年夏に策定する工程表に基づいた必要な法令の整備や地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022 年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。
- ・民間事業者等による PHR のデータ利活用については、マイナポータル等との API 連携や民間事業者に必要なルール の在り方等を 2020 年度目途に策定し、同サービスの普及展開を図る。

(健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用)

- ・NDB や介護 DB の連結解析を 2020 年 10 月から本格稼働し、行政・研究者・民間事業者等の利活用を可能とする。
- ・「健康・医療戦略」(令和 2 年 3 月 27 日閣議決定) を踏まえ、次世代医療基盤法の下、広報・啓発による国民の理解増進と幅広い主体による医療分野の研究開発への匿名加工医療情報の利活用を推進する。

イ) ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進

(オンライン医療の推進)

- ・関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証を行い、それらの結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。
- ・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証を行い、その結果等に基づき、オンライン診療料の見直し等を検討する。さらに、オンライン診療の実施方法や実施体制

等の要件についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的措置の検証結果等に基づき、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

- ・オンライン診療を含む遠隔医療に関し、ICT の進展を踏まえた技術的検証と新たなモデル構築に向けた実証を実施し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。遠隔医療を支えるシステムとして、個人の健康状態等を経時的に非対面・遠隔でも確認できるシステムの開発・普及を促進する。また、遠隔にいる医師でないと実施が困難な手術等への対応を進めるため、高性能・高精度の機器開発と、そうした機器利用の前提となる大容量かつ超低遅延な通信環境整備を促進する。
- ・オンライン服薬指導については、2020年9月より施行される医薬品医療機器等法によるオンライン服薬指導の実施状況や、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた時限的、特例的な措置の対応状況を踏まえ、必要に応じて検討を行うとともに、2020年度診療報酬改定で新設したオンライン服薬指導に係る評価の検証を行う。

(科学的介護の実現)

- ・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、2020年度から運用を開始した高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期以降の介護報酬改定の議論に活用し、効果が裏付けられた介護サービスについて評価を進める。また、取得したデータについては、介護事業所に提供するほか、介護サービスのベストプラクティスの策定などのケアの質の向上等につながるような取組を進める。さらに、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価に係る検討を行う。

(ロボット・センサー等の開発・導入)

- ・100歳まで健康不安なく人生を楽しめる社会の実現などの2040年を展望した中長期ビジョンを見据え、健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発について目標を2020年度早期に決定した上で、挑戦的な研究開発を推進し、先端技術の速やかな社会実装を加速する。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できるよう、評価手法の開発等を推進する。
- ・介護分野における業務効率化に効果的なテクノロジーの普及に向けて、2020年度に介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、(a) 試行実証施設でのケアの提供モデルを構築し、(b) ケアの提供モデルの介護現場での実証を行い、(c) 効果の確認が得られたケアの提供モデルを全国に普及・促進する。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入支援を進

めるとともに、介護現場での大規模実証や介護ロボットの導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積・分析し、次期以降の介護報酬改定等での評価につなげる。あわせて、障害福祉分野における介護ロボットやICTの導入についても、介護分野での状況を踏まえて取組を進める。

(AI等の技術活用)

- ・医療従事者の負担軽減及び医療の質の向上等を図るため、AIの開発・利活用を促進するためのプラットフォームを構築する。また、画像診断を支援するAI開発の取組における自立的なデータ収集・利活用の仕組みに係る検討につき2020年度中に結論を得た上で、2021年度から、医工連携してのAIを活用した早期発見・診断技術の開発を強化する。さらに、AI開発において特定された課題の解消に向け、2020年6月に作成した工程表に基づき取り組むとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発されたAI技術等の海外展開を目指す。

(ゲノム医療の推進)

- ・全ゲノム情報等を活用し、引き続きがん・難病等のゲノム医療を推進する。一人一人の治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供する観点から、昨年12月に策定した全ゲノム解析等実行計画に基づき、まずは先行解析を進める。先行解析では、主要なバイオバンクの検体や今後提供される新たな検体を活用し、2023年度までに、がん・難病を合わせて最大約10万症例近くを解析対象として、研究利用が可能なものを精査した上で全ゲノム解析等を実施する。がんについては罹患数の多いがん・難治性がん、希少がん、遺伝性がんを対象に、難病については、単一遺伝子性疾患、多因子性疾患、診断困難な疾患を対象とする。
- ・先行解析の進捗状況を踏まえて中間的な論点整理を行い、本格解析の方向性や人材育成、体制整備・費用負担の考え方、倫理的・法的・社会的な課題等の課題について洗い出しを行い、スムーズな本格解析を執行できる体制を整えるとともに、全ゲノム解析等により得られた全ゲノム情報と臨床情報とを集積し、産学の関係者が幅広く創薬や治療法の開発等に分析・活用できる体制を整備する。

ウ) 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

(書類削減、業務効率化、多様な人材の活用)

- ・医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底やタスクシフティング等の推進、医師の労働時間短縮等の業務効率化に資するICT等の活用方策の横展開等により、医療機関のマネジメント改革を推進する。また、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直し、緊急時の相談ダイヤルの周知・啓発、先進・優良事例の横展開等個人の行動変容につながる取

組を強化する。

- ・介護職員の負担軽減を図り、質の高い介護サービスを提供するため、介護ロボットの普及・ICT化について、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行う。その際、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、生産性向上ガイドラインを活用し、介護現場への実効的な普及を図る。
 - －介護サービスの質の維持・向上の観点から、都道府県版「介護現場革新会議」の開催や2019年度に実施したパイロット事業の横展開を進め、地域に応じた介護現場の業務効率化モデルを構築する。また、集めたノウハウを生産性向上に係るガイドラインに反映し、好事例の横展開を強力に進める。
 - －介護現場の働き方改革の観点から、多様な働き方を可能にする効率的な勤務管理機能の実装のため、2020年度より、介護施設におけるWi-Fi環境の整備や、介護現場へのタブレットの導入を強力に推進する。また、効率的な勤務管理機能に係る項目の整合化・標準化に向け、有識者による検討を進め、2020年度までに一定の結論を得る。
- ・文書量の削減に向けた取組について、介護分野では、2019年度の取組を踏まえ、2020年度中に更なる文書等の簡素化・標準的な様式例の整備及びICT等の活用の見直しの方向性の検討を行い、各取組の結論に応じて速やかに必要な対応を行う。医療分野や福祉分野でも、各分野の特性を踏まえ、文書量削減、標準化などの取組を順次進める。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護助手」などの多様な人材の活用を支援するなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

(社会福祉法人の経営の大規模化等)

- ・希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、「社会福祉法人の事業展開にかかるガイドライン（仮称）」を2020年度に策定し、周知や好事例横展開等を行う。

② 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

ア) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

- ・「健康・医療戦略」等の下、多様な疾患に柔軟かつ機動的に対応できる、モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の下、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進する。
- ・2020年度に創設した医工連携イノベーション推進事業等に基づき、学会との連携、若手研究支援者への支援、ベンチャー支援等を強化し、医療機器・ヘルスケアサービス等への新規参入を促進する。また、Healthcare Innovation Hub (InnoHub)により、ライフサイエンス分野における産学官の

国内外ネットワークを 2021 年度中に構築する。

イ) 国際展開等

- ・アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成への貢献を視野に、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形での ICT を活用した「スマート・ヘルスケア」の実現のため、感染症対策を含むソフトインフラの整備に取り組む。加えて、医薬品・医療機器産業の振興とともに、『『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略』(令和 2 年 7 月 14 日健康・医療戦略推進本部決定) に基づくアジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和と、臨床開発体制の充実に向けた国内外の国際治験体制整備等をより一層推進する。
- ・メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や JETRO 等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ (JIH) 等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進し、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。
- ・国際的に脅威となる感染症対策について、新型コロナウイルス感染症の検査体制・治療体制の強化や治療薬・ワクチンの開発・普及、戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力で推進するとともに、長崎大学を中核とした研究拠点の形成や感染症流行地における研究基盤の整備による人材育成を含めた研究能力・機能の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・医療体制の強化等を推進する。
- ・ポスト・コロナを見据え、今後、各国で需要が高まる医療・ヘルスケア製品・サービスの国際展開を推進する。また、予防・健康づくり等の取組を含む健康経営の普及、ヘルスケアイノベーションネットワーク基盤の構築及び各国との協力体制の構築等に取り組む。
- ・国際会議等を通じ、UHC の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高めるとともに、二国間支援、世界保健機関 (WHO)、グローバル・ファンドや Gavi ワクチンアライアンスなどの国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund)、CEPI 等への支援を通じ、他国との連携強化を行う。あわせて、人獣共通の感染症も含めた感染症対策の観点から、産学官が連携し世界の人材資金技術を惹きつけるためのグローバルハブの検討や、将来の緊急事態にも対応できる体制について検討する。また、AMR 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

viii) サンドボックス制度の活用

生産性向上特別措置法に基づく新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）は、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンなど革新的な技術やビジネスモデルの実証について、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、実証で得られた情報を活用して、規制改革や新技術等の迅速な社会実装を実現するものである。

2018年6月から2020年5月までに、Fintech、ヘルスケア、モビリティ、IoT、不動産などの分野で、15件133者が認定を受けている。

（認定を受けた実証計画）

- ・通信を高速PLC（コンセント等の電力線）で行う家庭用機器の実証
- ・診断キットとビデオ通話を組み合わせたインフルエンザのオンライン受診勧奨に関する実証
- ・仮想通貨と法定通貨の交換の同時履行を行うシステムの実証
- ・なりすましによる不正なオンライン口座開設の防止に関する実証
- ・IoTセンサーで堆積状況を把握し、効率的に広域回収する資源リサイクルの実証
- ・ブロックチェーンを用いて臨床データのモニタリングを行う実証
- ・あらかじめ登録した救急医療行為への同意を生体認証で確認する実証
- ・事故があった後に加入者で分担して保険料を払うP2P保険の実証
- ・不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証
- ・キャンピングカーを車でなく宿泊等の空間として貸し出す実証
- ・電動キックボードのシェアリング事業に関する実証（2件）
- ・人力モードへ切替可能な電動バイクの自転車レーン等の走行実証
- ・個人が友人等と少額のリスクに対して備えるP2P保険に関する実証（保険業法施行令の特例措置を整備して実施）
- ・ラグビー選手等の筋疲労度を測定する自己採血検査の実証

① 運用の改善、実証後のフォローアップ

- ・実証の多くは、創業10年未満のベンチャー企業が中心で、実証計画の認定を契機として、大企業との業務提携や大規模な資金調達も実現している。一方、法務面での知見の不足や認定の可否に関する懸念が課題となり、実証計画の申請に至らない事業者も多い。このため、事前相談等により実証実施・規制見直しのニーズが確認された分野で、あらかじめ実証を行うための法的論点等を整理した上で、実証を行う事業者を募るなどの方策を検討し、措置を講ずる。

- ・これまでに10件の実証計画が終了し、実証で現行の規制を遵守できることが確認できたために事業化された事例や、実証結果を踏まえて主務大臣が規制の見直しを行った事例がある。その他の実証についても、主務大臣は、生産性向上特別措置法の規定に基づき、実証の状況及び結果に関する報告を受け、新技術等に関する規制の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置等を講ずることとされている。革新的事業活動評価委員会は、必要に応じ、実証実施者及び主務大臣に対して報告を求め、フォローアップを行う。

(今後、規制の在り方を検討する主な実証)

- ・現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、2019年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法に基づく運転者の要件等の特例措置について、2021年前半目途に結論を得る。
- ・治験データ等と原資料との一致性が確保できるようブロックチェーン技術を活用するときは、その一致性を確認するための実地でのSDV (Source Document Verification) が求められないことが治験依頼者等にあらかじめ明らかとなるよう、解釈の明確化その他必要な措置を講ずる。

② 制度の継続、拡充の検討

- ・生産性向上特別措置法は、「生産性革命・集中投資期間」である2020年度末までの3年間、革新的な事業活動等を促進し、短期間での生産性向上を目指すもので、施行の日(2018年6月6日)から3年以内に廃止するものとされている。今後、規制のサンドボックス制度の活用実績、課題、規制の見直しニーズ等を踏まえ、制度の継続や拡充を含めた検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

ix) 観光・スポーツ・文化芸術

① 観光立国の実現

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要は大きく減少し、全国の旅行業、宿泊業はもとより、地域の交通や飲食業、物品販売業など多様な産業に深刻な影響が生じている。

こうした観光関連産業は、我が国が観光立国として生きていく上で重要な基盤であり、宿泊施設等の観光インフラが損なわれることのないよう、まずは雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組む。このため、持続化給付金や実質無利子・無担保融資、雇用調整助成金等の支援策を実施していく。さらに、内外の観光客を呼びこむ意欲のある中核的な宿泊施設を中心に、施設の改修や経営内容の見直しを促すとともに、多様な資金の確保のために必要な措置を講ずる。

この中で、感染の状況等を見極めつつ、「Go To Travel（観光）」事業を開始し、旅行商品の割引と旅行先で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、観光需要を強力に喚起し、需要の平準化も進めつつ、国内観光の回復を図る。

また、これを契機に、ワーケーション、ブレジャー、サテライトオフィスの活用など働き方改革とも合致した、より安全で快適な新しい旅行スタイルを普及させる。

安倍政権発足以来、外国人旅行者は約4倍の約3,200万人となり消費額も約5兆円と地域経済に貢献する存在となっている。インバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様であり、2030年6,000万人の目標は十分達成可能である。そのため、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議策定）及び「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人とする目標等を達成し、観光立国の実現をすることを目指して、官民一丸となった取組を進める。

これまで、空港やCIQなど入口の整備、多言語表記・アナウンスなど訪日外国人旅行者等がストレスフリーで観光できる受入環境整備、スノーリゾートや文化施設・国立公園・農泊・クルーズなど訪日外国人旅行者等の新たなコンテンツづくりを進めてきたが、各国との人的交流が回復するまでの時間を活用して、各地域でこれらに戦略的に取り組む。そのため、外国人接客能力の向上、体験型アクティビティの充実など着地整備を促すとともに、通訳ガイドも活用して効果的に多言語の表記・看板の整備等のインバウンド対応を一挙に進める。さらに、上質なサービスを求める旅行者に対応した施設整備やコンテンツづくり等も戦略的に進める。

ア) 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

- ・観光需要の回復に向けて反転攻勢するための基盤を整備する。まず、安全安心に旅行ができるよう、宿泊・旅行業者、貸切バス等の観光関連事業者自ら作成した感染拡大予防ガイドラインの実施の徹底を促すとともに、

旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

- ・「新しい生活様式」への対応として宿泊施設の「稼ぐ」力を維持・向上するため、意欲のある宿泊施設に対して、アドバイザー派遣や政府系機関による投融資等の様々な政策手段を活用し、感染症拡大防止策や新たなビジネス展開、経営効率化、外国人材の活用、改修等、宿泊施設の個別状況に応じた高付加価値化・生産性向上に向けた取組を一体的に行う。また、インバウンド対応能力向上のための講師派遣を行う。
- ・観光地全体の面的再生に向け、宿泊施設等の老朽化等に起因する新たな投資の障害を解消するため、所有と経営を分離し投資を呼び込むとともに、意欲のある経営者に経営を委ねるための仕組みを検討し、2020年度の早期に結論を得る。
- ・観光地や公共交通機関における訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組を支援するほか、観光施設における感染症対策を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を見極めつつ、「Go To Travel（観光）」事業を実施する。キャンペーンの実施に当たり、感染拡大防止策を徹底しながら、宿泊・日帰り旅行商品の割引を行うほか、地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンを発行し、観光需要を強力に喚起する。その際、地域の中小旅行会社に加え、地域のホテルや旅館が直接商品の販売を行う場合も支援対象とする。
- ・2020年度は特に、夏季休業を短縮する学校もあることも踏まえ、需要の集中を避けるため、国民の休暇取得の分散化を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機に、特定の時期に特定の場所に集中しがちな従来の旅行スタイルから転換するため、ワーケーション、ブレジャー、サテライトオフィスの活用など働き方改革とも合致した、より安全で快適な新しい旅行スタイルを普及させるとともに、年度内に改訂予定の「観光立国推進基本計画」等に反映していく。
- ・地域の観光資源を誘客力の高いものに磨き上げる取組に対する外部の企業・専門家と連携した滞在コンテンツの造成・商品化等の支援や、日本博を契機としたコンテンツ創出のほか、各地域が誇る様々な文化・自然観光資源の磨き上げ・活用、国立公園等におけるワーケーションの推進等を通じて、観光地等の高付加価値化や誘客の多角化を促進し、国内観光旅行の振興につなげる。
- ・国・地域ごとの新型コロナウイルス感染症の感染収束を十分に見極め、誘客可能となった国等では、順次、訪日プロモーションを開始する。

イ) インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

これまでの受入環境整備や新たなコンテンツづくりに引き続き戦略的に

取り組むとともに、以下の施策に取り組む。

- 上質なサービスを求める旅行者に対応した施設整備やコンテンツづくり等を戦略的に進める。また、世界レベルの宿泊施設の50か所程度の整備に向け、人材育成等を行うほか、必要な場合には財政投融资を呼び水として金融支援を行う。
- 観光地域づくり法人等の下で地域の関係者の連携を進めるとともに、そうした地域と、外国人ニーズに対応した商品・サービス開発や販路開拓の知見を持つ多様なベンチャー企業とのマッチングを行い、海外販路を確保する取組を2020年度より実施する。
- タビナカでの旅行商品購入の促進に向け、空港、鉄道駅、道の駅等を旅行商品の販売拠点として活用するための環境整備の支援に、2020年度から着手する。
- アジア最高水準のアドベンチャーツーリズム実現に向け、ツアー商品のサービス水準向上やガイドの育成促進等を図る。このため、2020年度においては、観光地域づくり法人と連携したツアー商品開発の取組への支援などを実施する。
- 国立公園等への来訪が主たる観光目的となるように、2020年度は特に自然の魅力を活かしたコンテンツ造成や廃屋の除去等による景観改善と民間投資の呼び込み等を強化し、誘客を促進する。
- アフタースキーのコンテンツの造成等の着地整備や共通リフト券等による地域の一体感醸成への支援、投融资の呼び水となる政府系金融機関等による金融支援などにより投資環境の整備を推進し、全国10～15か所に国際競争力の高いスノーリゾートを形成する。
- 武道ツーリズムなど地域の文化とスポーツを掛け合わせたコンテンツ開発等を進めるため、2020年度は全国6地域におけるモデル的な取組等を実施する。
- クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図る。
- 釧路市・金沢市・長崎市の観光立国ショーケース形成に向けた取組を支援する。また、各市のノウハウ等の横展開を2021年度までに行うとともに、地域の観光関係者と意見交換を行い、主体的取組を促す。
- インバウンド誘客につなげるため、全国のホストタウン・共生社会ホストタウンにおける各国との相互交流を促進し、地域の魅力を世界に発信する。
- 幅広い地域からの誘客に向け、プロモーションを重点的に行う市場を追加するとともに、欧米豪でのグローバルキャンペーンの手法のアジアへの展開等を実施する。

② スポーツ産業の未来開拓

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動の急激な縮小が余儀なくされている。今後の感染状況の鎮静化等を踏まえ、感染予防に最善を尽くしつつ、段階的にスポーツ活動を再開・本格化させていくとともに、スポーツ団体の経営力の強化等の基盤的取組やスポーツツーリズム等の地域レベルの様々な取組を着実に推進する。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際競技力の強化を図りつつ、様々な関連施策の効果的・効率的な実施に取り組む。

ア) スポーツの成長産業化の基盤形成

- ・2019年度に策定したスポーツ団体ガバナンスコードに基づき、2020年度から開始される統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）による適合性審査の実施結果の報告を受け、統括団体に対し、必要な助言を行う。中央競技団体の中長期普及・マーケティング戦略策定を引き続き支援し、策定や実施に係る課題を把握し必要な助言を行うほか、模範的な取組については4年後の達成目標を含む事業計画の策定・実施を支援する。中央競技団体による取組の自律的な改善を促すチェックリストを作成するほか、中央競技団体間の共通業務の統合・効率化に係る課題の検討・分析に2020年度中に着手する。
- ・スポーツ経営人材育成のため、MBA コース等への導入も見据えた実践的なカリキュラム開発等の取組を推進する。スポーツ団体への外部人材の流入及び定着を促すため、マッチングに加え課題分析を踏まえた助言等を行う。
- ・スポーツ分野と他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）について、国内外の人的交流を促すほか、社会課題解決の取組や SOIP の最新トレンドに関する情報発信を行うカンファレンスの開催、事業化を支援するアクセラレーションプログラムの実施に加え、先進事例の発信及び外部リソースの活用により一層の事業化を促すための「スポーツオープンイノベーションコンテスト（仮称）」を開催する。

イ) スポーツを核とした地域活性化

- ・「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」として選定した案件に対し、関係府省庁による重点的な支援を行う。また、地域のプロスポーツチーム等と企業、大学等が連携してまちづくりや高付加価値サービスの創出を促す地域版 SOIP の構築を促進する。
- ・「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の2020年度中の開発と同指標を活用し

た全国各地におけるスポーツ実施率向上のための啓発や、官民連携による学校体育施設の有効活用の推進といった地域のスポーツ環境の確保・充実化を、地方自治体を含む関係者との協働により進める。加えて、ICTによる地域のスポーツ資源の情報の一元化に向けた見える化、利用者とのマッチングを通じた利活用を進める。

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、ホストタウンに取り組む官民連携横断的組織を地域スポーツコミッションへ発展させる取組の支援や、自治体によるスポーツ・健康まちづくりにきめ細かく対応する相談体制、障害者を含む住民が運動・スポーツを習慣化するためのスポーツ行政と医療の連携体制の構築を進める。
- ・関係省庁との連携を強化しつつ、これまでの課題や事例の横展開等を通じ、地域スポーツコミッション等が行うスポーツツーリズムの取組を着実に推進する。「武道ツーリズム」については、2020年度に発足する全国組織を中心に、民間企業等を巻き込んだネットワークの構築等に取り組む。

③ 文化芸術資源を活用した経済活性化

ア) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進

- ・文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術による経済好循環を加速する。
- ・アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及びICTを活用した鑑賞者獲得のための取組等を支援することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大でも文化の灯を消さず国民へ希望を提供できるよう、継続的な文化芸術の創造・発展・継承や、収束しつつある段階での回復に必要な基盤を整備する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を見極めつつ、「Go To Event（イベント・エンターテインメント）」事業を実施する。キャンペーンの実施に当たり、感染拡大防止策を徹底しながら、チケット販売事業者等を経由して、期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、チケット代金の割引やクーポン等の付与を行い、イベント需要を強力に喚起する。その際、無観客ライブの配信も対象に含め、新たなビジネス方法の実行への支援を進める。
- ・感染拡大防止策を徹底しながら、コンベンションホール等の活用も含め、大規模イベントの開催を推進する。
- ・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」（平成31年3月29日閣議決定）に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。

- ・文化芸術界、経済界及び行政の3者が対話する場である文産官連携会議等を活用し、文化芸術資源・関連技術を利用した企業文化の変革やイノベーション創出を進めるとともに、企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を2020年度中に行うなど、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。
- ・東京国立博物館など各国立博物館において、先端技術を駆使した日本文化の魅力発信や収蔵品の活用促進、学芸員の資質向上を図り、その成果を横展開する枠組みもあわせて検討するとともに、2020年開館の国立アイヌ民族博物館においては、アイヌ文化等の理解促進の取組を着実に進める。また、日本芸術文化振興会について、芸術文化団体への助成を行うアーツカウンシル機能の強化に向けた検討を2020年度中に進めるとともに、国立劇場の再整備等に向けた検討を進めるなど、ナショナルセンターとしての機能の強化を図る。
- ・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催、若手クリエイターの創作活動の支援、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、作品のアーカイブ化等のための情報拠点の整備を図る。

イ) 文化芸術資源を核とした地域活性化

- ・「日本博」や「beyond2020プログラム」等の文化プログラムを全国展開するとともに、多様な日本食・食文化のブランド力の向上や、関係省庁と日本政府観光局と連携した国内外への情報発信等、文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化する。
- ・博物館と持続可能な開発目標の関係性を打ち出した国際博物館会議京都大会2019のレガシーを活かした国際交流の促進や、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（2020年5月1日施行）等を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進等を図る。
- ・地域の文化資源については、日本遺産の文化観光資源としての魅力向上を図るとともに、地域の中核となる文化財の戦略的な保存・活用サイクルの形成を促進する。また、文化財の確実な次世代継承のため、管理状況の把握、適切な周期での修理や計画的な防火等の防災・防犯対策、修理材料の確保、伝統的な「わざ」の発信強化、伝統行事等の地域の文化遺産の継承等の取組を行う。
- ・学校や地域における芸術教育を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた文化芸術団体による鑑賞教室や、子供たちの文化芸術体験活動の更なる充実を図る。また、「障害者による文化芸術活動の推

進に関する基本的な計画」(2019年3月29日決定)に基づき、2022年度までに障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

x) 海外の成長市場の取り込み

世界的に新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、日本経済の持続的成長のためには、事態収束後に再び継続的に海外需要の取り込みを図るとともに、再入国者の取扱いも含め、ビジネスパーソンをはじめ、段階的に海外との人流の回復に向けた取組を行う必要がある。ポスト・コロナの厳しい国際競争環境も見据えつつ、サプライチェーンの再編や多元化が進む中、海外市場開拓やビジネス環境整備を支援し、中小企業を含む日本企業の海外展開を促していく。また、経済安全保障の観点からも強靱な日本経済・社会構造を構築していく。

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた世界的な動きは、新たな事業機会でもある。「行動の10年」のスタートに当たり、2021年に予定されているアジア・太平洋水サミット、東京栄養サミット2020や東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運も活用し、Society 5.0や「日本のSDGsモデル」を国際社会に共有、展開する。

また、世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、保護主義に陥ることなく、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を引き続き目指し、世界経済の持続的成長につなげる。

① Society 5.0の国際展開とSDGs達成

ア) マルチステークホルダーによる取組の支援

- ・世界経済フォーラム及び一般社団法人世界経済フォーラム第4次産業革命センターが2021年4月に日本で開催するGlobal Technology Governance Summit (GTGS)を支援し、民間主導によるヘルスケア、スマートシティ及びモビリティを中心とした各プログラムや、DFFT及びそれを踏まえたガバナンスイノベーションの実現に向けた取組を行うほか、各プログラムを支援する日本の施策の成果発信にも活用する。
- ・昨年の国連SDGサミットで合意された「行動の10年」の実践のため、保健・栄養、海洋プラスチックごみ、気候変動、防災など日本の強みが活かせるSDGs主要課題において、TICAD7や日メコンSDGsイニシアティブをモデルに、日本企業による国際機関との連携等を促すことを含め、官民挙げた取組を推進する。

イ) STI for SDGs の取組加速化

- ・「SDGs のための科学技術イノベーション (STI for SDGs)」を推進するため、世界銀行・国連開発計画等の国際機関と連携し、現地社会課題の情報収集等を行うほか、特にインド、ケニアの STI for SDGs ロードマップの策定・実行支援を行う。
- ・課題解決のシーズとニーズのマッチング・事業創造を図るためのプラットフォームについて、途上国における個別の SDGs 課題の解決に向けた試行を行い、将来の民間等による自立的な運営を念頭に、ステークホルダーと連携して当該プラットフォームの更なる改善に取り組む。

② 日本企業の国際展開支援

ア) インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」（令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」等の外交上の取組への対応、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた社会変革の可能性も踏まえながら、今後の中長期的なインフラ海外展開を見据えて、急速に変化するビジネスモデルへの対応力を強化するため、新しい戦略を2020年内に決定する。

（「質の高いインフラ」の普及・実践）

- ・開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等を通じた質の高い案件の組成、債務管理能力等の構築、ライフサイクルコストの評価指標の普及、ガバナンス面等の透明性及び持続可能性を重視する取組を前進させる。
- ・トップセールスや在外公館の活用等に加え、要人訪日の機会も活用し、相手国の「質の高いインフラ」への理解を促進する。

（新しいビジネスモデルにおける競争力と対応力の強化）

- ・デジタル技術等の最先端技術を活用したスマート化の急速な進展を見据えて、スマートシティ等の海外展開を促進し、国内外の実証・調査や Society 5.0 の成果等の活用を通じて、モビリティ、公共安全、エネルギー、環境、防災、医療・ヘルスケアなどの分野で我が国の課題解決力を活用し、ESG 投資を呼び込み、SDGs 等の達成に貢献する。
- ・デジタル技術活用の基盤となる 5G とそれを支える光海底ケーブル等について、安全・安心に配慮しつつ、国内実用の成果の海外展開に官民で取り組む。
- ・PPP について、相手国の制度・課題の調査と国内の知見活用を通じて、現地における制度構築や発注支援、リスクの軽減、採算性確保に資する事業

- スキーム、資金支援を積極的に提案し、我が国企業の参入促進を図る。
- ・分野別タスクフォースを含む関係省庁・機関・企業間の連携強化により、分野横断的的案件等の形成推進や提案力強化を図る。
 - ・我が国企業と現地パートナーとの連携と円滑な共同事業運営を促進するため、公的金融、官民ファンド、オープン・イノベーション促進税制等の活用による M&A のほか、人材育成を強化する。また、スタートアップ企業を含めたビジネス参入機会の拡大を図るため、独立行政法人等の活用や、パートナー国の公的機関や国際開発金融機関との連携を推進する。
 - ・民間資金の一層の動員の観点から、迅速な支援決定やリスク・テイクの更なる柔軟化、透明性と予見可能性をもった迅速な審査プロセスの確立に向けた運用の見直し・改善、支援対象の充実及び組織体制強化等、公的金融や官民ファンドの支援の見直しを行う。また、現地のニーズに応えた案件の形成や継続的関与を推進するため、技術移転や人材育成とのパッケージ化に取り組む。
 - ・相手国における法制度・規制の整備や、防災やデジタル技術等、我が国が優位な分野や将来性ある分野の国際標準の普及等を戦略的に推進する。

イ) ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

(世界貿易機関 (WTO) 改革)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、グローバル・サプライチェーンの強靱化等リスクに強い国際経済体制を構築し、日本企業の積極的かつ安定的な海外展開を確保するため、国際貿易・投資の活性化に資する電子商取引や投資円滑化等の新たな分野におけるルール形成、紛争解決手続改革、通報強化・透明性向上を含めた WTO 改革を、有志国と連携しながら進める。

(経済連携交渉)

- ・交渉中の RCEP 協定の年内署名及び早期発効を目指すとともに、日英間の経済パートナーシップの構築に速やかに取り組む。日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、TPP11 協定の参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、国内では EPA の利活用を促進していく。

(投資関連協定)

- ・交渉中の投資関連協定については質の高い協定の早期妥結を目指すとともに、経済界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、今後も中東、中央アジア、中南米、アフリカ等未締結の国々との間で投資関連協定の交渉を積極的に進める。

ウ) 中堅・中小企業の海外展開支援

中堅・中小企業の海外展開に関する施策を継続しつつ、新 KPI の検討を早期に進め、2020 年度中に結論を得る。

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・「新輸出大国コンソーシアム」及び「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を中核として、計画策定から商談成立・事業化までの伴走型支援等を強化する。コンソーシアムの全国支援機関の相互理解による企業支援能力の強化に努め、地域の中堅・中小企業の発掘と効果的かつ効率的な支援を実施する。
- ・JETRO が海外の主要 EC サイトに設置する「ジャパンモール」において、BtoB 商材を扱う EC サイトとの連携に着手する。また、海外クラウドファンディングや EC サイト、進出先の現地事情に詳しい専門人材等の民間サービスの活用を促進する。
- ・地域の中堅・中小企業の自律的な輸出拡大を目指し、それを支援する民間事業者による新たなビジネスモデル実証事業を公募し支援する。
- ・中小企業経営者が経営に必要なスキルや国際化に関する姿勢・知見を体系的に習得できる学び直しの仕組みを全国で確立すべく、有識者を交えた検討を行い、2021 年度までに制度の具体化を図る。

(海外進出支援)

- ・「アフリカビジネス協議会」(2019 年 6 月発足)での議論も踏まえ、JICA、JETRO、民間企業が密接に連携し、ODA も活用しつつ、アフリカをはじめとする海外への展開を強化する。
- ・改正貿易保険法施行令により、NEXI の再保険引受対象を拡大したことで、民間の保険会社による海外投資に係る新たな保険サービスへの参入を促し、全国の中堅・中小企業による海外展開を促進する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、改正外弁法⁵⁶の対外発信に努めつつ、仲裁専用施設の積極的な利活用を図るとともに、仲裁関連法制度の見直しの検討を加速させる。

③ 日本の魅力を活かす施策

ア) 対内直接投資の促進

- ・2020 年度に対日直接投資促進のための中長期戦略の策定に向けた方針を決定するとともに、2021 年度始めまでに、次期 KPI を含む中長期戦略を策定

⁵⁶ 国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理規定の整備、職務経験要件の緩和については、公布日(2020年5月29日)から起算して3月を経過した日に施行。弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設等については、公布日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

する。

- ・オープンイノベーション・プラットフォームの構築を 2020 年度中に行い、デジタル分野などの海外のスタートアップ企業等を誘致するとともに、地域の中堅・中小企業と外国企業とのマッチングを推進し、第三者承継及び協業やM&Aにもつなげていく。
- ・Regional Business Conference について、各地域のポテンシャルに応じた重点分野を特定の上、テーマ別に複数自治体を周るツアー型で開催する。
- ・アジア DX 企業のビジネスを国内で展開することも視野に、日本企業とそれらの企業間連携を推進し、「DX プラットフォーム (DXPF)」を構築し、マッチングを支援するとともに、日本企業の対外投資手法についてのベストプラクティスを 2020 年度中に取りまとめる。
- ・Japan Business Conference の 2021 年度中の開催を目指す。
- ・法令の外国語訳の迅速化（機械翻訳の活用を含む）及び翻訳法令の公開用ホームページの機能の強化に取り組む。

イ) クールジャパン

- ・経済対策の着実な実施等により、新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けている飲食、観光、文化・芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン関連分野（以下「クールジャパン」を「CJ」という。）の存続を図るとともに、新型コロナウイルス感染症が社会の様相や人々の行動に与えた影響を調査・分析し、CJ 戦略を再構築する。
- ・「CJ 戦略」（令和元年 9 月 3 日知的財産戦略本部決定）の推進に際しては、CJ 戦略会議等を通じて関係省庁が連携し、既存の施策を有効に活用しつつ、柔軟性の確保、世界の視点、持続性の確保及び発信の強化を意識しながら、食、文化、国立公園、錦鯉又は老舗等の具体的な分野におけるベストプラクティスの創出及び普及を進める。
- ・日本の魅力を輸出やインバウンドの促進に活かすため、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金、JETRO などの機関の海外拠点、日本博等のプロジェクト及び CJ 機構による資金供給等を活用する。
- ・日本産酒類の輸出拡大に向けて、文化的価値の評価や、地理的表示 (GI) の活用を含めたブランド化の推進、販路開拓支援、国際的プロモーション、新商品開発への技術支援等を実施するほか、インバウンドとの相乗を図るため、酒蔵ツーリズムを推進する。日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録を視野に調査を 2020 年度中に開始する。
- ・中小企業等の企業ブランドの価値を高めるため、ストーリー性のある映像を活用した広報・PR の取組を促し、新たなコンテンツ流通市場を創出するほか、コンテンツ関連産業等の海外販路開拓、地域コンテンツの発信力強

化とそれを機とする地場産業の販路開拓やインバウンド拡大につなげる観点から、国際見本市の開催や放送コンテンツの海外展開支援等を行う。また、コンテンツ関連産業の持続可能な業界構造への転換を図るため、制作に係る取引の適正化や、就業環境等の向上に向けて、業界における自律的な仕組みの構築について検討する。

- ・ロケ誘致・撮影の円滑化のための許認可情報ほか必要な事項等をまとめたガイドラインを策定し、関係者間での浸透を図る。また、実績を有するフィルムコミッションを中心にノウハウ共有を図る。さらに、人材育成による映画産業振興や地域活性化・インバウンドの増加につなげるため、各国の制度等も踏まえ、資金の活用を含めたロケ誘致策の検討を進める。
- ・市場成長や地域創生・社会福祉などの社会的意義が着目されているeスポーツの健全かつ多面的な発展のため、必要な環境整備を図る。
- ・CJ官民連携プラットフォームについて、関係者のネットワーク化やCJアンバサダーによる発信の強化等を通じて一層の活性化を図り、そのために必要な組織の設立に向けた準備を加速する。

ウ) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催へ向けた準備

- ・「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、BIE（博覧会国際事務局）総会での開催計画の承認を得て直ちに各国に万博への参加を呼びかける。また、「未来社会の実験場」(PLL:People's Living Lab)のコンセプトでSociety 5.0を具体化するため、民間企業等から募集したプロジェクトの実現に向けて取り組んでいく。

xi) 外国人材の活躍推進

① 高度外国人材の受入促進

ア) 留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組

- ・「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のための各種情報発信の充実を図る。地方中堅・中小企業向けの伴走型支援を担う専門家を増員する他、就職後の活躍を推進するための教材及び支援機関向け指導カリキュラムを2020年度中に作成する。
- ・経済団体・企業や大学等に対し、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を踏まえ、業務で求められる多様な日本語能力や専門性に応じた採用選考等の実施や積極的な情報発信を促す。また、日本人社員と外国人材との効果的なコミュニケーションを推進するための調査を2020年度中に実施する。

- ・留学早期からの留学生に対する一貫した国内就職支援を実施するため、2020年度中に大学と労働局（ハローワーク）の間で協力協定締結等を通じた連携強化を図る。
- ・留学生の就職、高度外国人材の受入促進等に係る施策を効果的・効率的に実施するため、関係行政機関等の関連部門を集約した「外国人在留支援センター」（2020年7月開所）において、外国人からの相談対応やインターンシップ等に係る情報提供を行う。

イ) 教育プログラムの充実

- ・留学生の国内就職促進を目的として、大学が企業等との連携により策定した留学生向け教育プログラムを文部科学省が認定する制度を2020年度中に開始し、全国展開する。
- ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、日本語教育の機会の確保や質の向上等のための施策を推進する。日本語教師の能力等を証明する新たな資格創設については、次期通常国会での法案提出も視野に、2020年度中に検討・準備を進める。
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援内容の充実を図りつつ、2020年度中に就学促進のための指針策定等を行う。また、専修学校における企業等との連携体制強化や留学生への教育体制の充実等について、2020年度中に検討を行う。
- ・「留学生30万人計画」に関する検証を実施し、その結果を踏まえ、留学生受入れに関する今後の施策について検討を行い、2020年度中に結論を得る。

ウ) 入国・在留管理制度等の見直し・周知

- ・「外国人起業活動促進事業」に係る広報・周知に加え、一定の要件を満たす本邦の大学等を卒業した外国人を対象として、我が国での起業活動のため最長2年間の在留を認める在留資格「特定活動」（2020年度中に措置）の周知を図る。
- ・我が国における外国人を当事者とする民事紛争に関し、外国人が司法サービスを適切に利用することができるよう、2020年度中に日本司法支援センターにおいて法律相談に用いる多言語対応のためのIT機器の導入などの取組を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、留学生を含む帰国が困難となった外国人に関する在留期間の更新や在留資格の変更等を柔軟に認める。

② 在留管理基盤の強化及び在留資格手続のオンライン化

- ・外国人の受入状況等を正確かつ継続的に把握するため、受入機関単位での「在籍者情報」の管理等を実現する「受入機関データベースシステム」の開発を2020年中に開始する。
- ・在留申請手続について、更なる利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点からの非対面・非接触による手続の拡大・推進のため、現在は一定の所属機関を介してのみ認められているオンライン申請の対象を速やかに順次拡大していく。

7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる
- 《KPI》中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す
- 《KPI》中小企業の全要素生産性を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる
- 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す
⇒2018年度：開業率4.4%（2017年度：5.6%）
- 《KPI》海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間（2025年まで）で10%向上させる
- 《KPI》2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる
⇒2019年10月公表時G20内8位（前年比1位向上）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 地域のインフラ維持

① 独占禁止法の特例法の制定（乗合バス、地域銀行）

人口減少下において、将来にわたって特定地域基盤企業（乗合バス事業者及び地域銀行）によるサービスの維持を図るための、独占禁止法の特例法が成立した。住民の利便性を真に高めるための競争政策の戦略的な見直しと位置付ける意見もある。こうした点も踏まえ、特例法の趣旨に従い、関係省庁の緊密な連携の下で運用される必要がある。

- ・本特例法の施行に向けて政省令やガイドラインを制定するほか、法律の適用に関する特定地域基盤企業からの事前の相談に関係省庁が連携して応じることを通じ、関係者にとっての一層の予見可能性を確保する。
- ・特に地域銀行については、本特例法の期限である10年間で、早期かつ集中的に経営力を強化し、合併等を伴うものを含め、効率性・生産性及びサービスの質の向上を進めることを、強く促す。

② スーパーシティ構想の早期実現

- ・AIやビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の早期実現に向け、改正国家戦略特別区域法に基づき、速やかにスーパーシティの指定に係る公募を実施し、遅くとも本年中に指定する。指定後、国家戦略特別区域会議が、遠隔医療・教育、自動走行など、複数分野にわたる先端的サー

ビスや規制改革を含む基本構想の提案を速やかに行うとともに、各府省も事業の集中投資を進めるなど、同構想の早期実現に集中的に取り組む。これらを通じ、非対面や自動化等の新型コロナウイルス感染症対策を促進する。

- ・スーパーシティ選定都市におけるデータ連携基盤の早期構築に向けた、同基盤の中核部分の調査・設計、システムの構築、円滑な運営支援等を速やかに実施する。

ii) 中小企業・小規模事業者の生産性向上

① 大企業と中小企業の共存共栄

- ・大企業が下請企業に対して一方的に原価低減を強いるやり方から、大企業が中小企業と共同してデジタル化を図るなど、新たな価値創造に向けた、大企業と中小企業の共存共栄関係を再構築することが求められている。
- ・下請振興法に基づく「振興基準」は、生産性向上等の努力を行う下請事業者が親事業者が協力するよう明記されているが、直接的な取引先（1次下請）への協力が中心となっており、2次下請以下への働きかけが弱い。加えて、「振興基準」を参考に、業界団体ベースで取引適正化に向けた行動計画が策定されているが、こうした業界別の取組だけでは個社の取組が埋没し、課題も業界全体で平均化されるおそれがある。
- ・これらを踏まえ、大企業と中小企業が共に成長できる関係の構築を目指し、個社が「振興基準」に規定する各項目（例：取引先の生産性向上への協力、取引対価への労務費上昇分の影響の考慮）を遵守するとともに、デジタル化をはじめ、自社の1次下請にとどまらず、2次下請以下も含むサプライチェーン全体の付加価値向上を図ることを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入した。各社の宣言状況を公表の上、一覧できる仕組みを導入し、多くの企業が宣言を作成するよう働きかける。
- ・取引実態をよりよく把握するため知的財産権等に関する専門人材登用等により下請Gメンの機能を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による負担を親事業者が下請事業者に不当にしわ寄せすることのないよう独占禁止法と下請代金支払遅延等防止法に基づき厳正に対処する。
- ・下請取引について新たに知的財産権・ノウハウの保護や働き方改革に伴うしわ寄せ防止も重点課題として位置付け、それらを含めた契約ひな形の作成・浸透等を通じ取引適正化に向けた取組を一層強化する。

② 大企業と下請企業との個別取引の適正化

- ・「振興基準」には、取引対価は「下請事業者及び親事業者が十分協議して決

定するものとする」と規定されているが、下請事業者の中には、親事業者に対して、協議の申入れすらできていない者が存在する。大企業と下請企業との個別取引の適正化を図るため、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。

③ 中小企業の成長を促す環境の整備等

- ・ 中小企業に対し成長段階に応じた支援が行えるようにし、事業規模拡大や生産性向上を進め、中堅企業以上へ成長するよう促す。また、中小企業政策の対象範囲の整理を 2020 年度中に行い必要な措置を検討する。
- ・ 地域未来牽引企業に対し地域における目標を 2020 年度中に設定するよう促すとともに目標達成に向けた取組を重点的に支援する。また、中小企業成長促進法⁵⁷により新設される「みなし中小企業」規定を踏まえ成長や将来的な株式公開等を促す。さらに、複数地域で共通する社会的課題について地域内外の中小企業等が連携し解決する持続的なビジネスモデルを構築する手法の定着を支援する。
- ・ 公共調達について、公正な条件の下で中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための取組を進める。

④ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル実装支援等

- ・ 中小企業生産性革命推進事業をフル活用し、2020 年度中に革新的な製品・サービス開発のための設備投資支援や、小規模事業者に特化した販路開拓支援、IT ツールの導入支援等を複数年にわたり継続的に実施する仕組みを構築し生産性の向上を図る。
- ・ 中小企業等経営強化法の基本方針を改訂し中小企業等の生産性向上のための IT の活用等の記載を充実し実施する。また、各分野別の方針についても実施状況等を踏まえ 2020 年度中に改訂を検討する。
- ・ 課題解決型 AI 人材育成事業により中小企業の経営課題等を人工知能 (AI) を用い解決する人材を 2020 年度中に合計 600 人育成する。
- ・ 中小企業における AI 導入方法を分かりやすく整理した「AI 導入ガイドライン」を 2020 年度中に作成する。
- ・ 中小企業が使いやすく安価なクラウドサービスの開発を促進するとともに、生産性を向上した事例を整理して示すことによりクラウドサービスを加点要素とする IT 導入補助金や IT 専門家が中小企業を伴走支援するデジタル化応援隊事業等の活用を促す。

⁵⁷ 一部の規定を除き、2020 年 6 月 19 日) から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

- ・複数の中小企業がデータを共有することで新たな付加価値を生み出すプロジェクトや複数の中小企業を束ねてデジタル・トランスフォーメーション計画等の策定を支援する民間サービスの創出を促す「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」等を2020年夏までに立ち上げ、面的な生産性向上を進める。
- ・企業間取引の電子化による利益を最も受ける親事業者が2次下請以下の企業を含めたサプライチェーン全体の企業に対して、中小企業共通電子データ交換(EDI)や金融界も推進する全銀EDIの利活用といった取引電子化による生産性向上を支援するよう、改訂された下請振興法の「振興基準」に基づき所管省庁が促す。
- ・2023年のインボイス制度の導入や2024年のISDNデジタル通信モードの終了も踏まえ、IT導入補助金等を活用し、中小企業が適格請求書を発行等するためのシステム導入や個別企業系列での専用EDIの見直しを促すなどし、中小企業における全社的なデータ活用の刷新を早急に進める。
- ・サイバーセキュリティの確保について、2020年度中にサプライチェーンにおける重点保護対象を特定するとともに必要な対策を実施している中小企業を見える化するための制度を創設する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、テレワークに関して通信機器等の導入支援や相談体制の拡充等を行い、導入意向のある全ての中小企業がテレワークを実践できる環境を整備し生産性向上に繋げる。

⑤ 生産性向上のための円滑な新陳代謝・事業再編の促進等

- ・中小企業・小規模事業者の生産性の向上に向け事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を2020年度中に示す。
- ・中小M&A市場活性化のため事業引継ぎ支援センターと民間のM&A仲介業者やプラットフォームとの連携を強化し2020年度中に同センターの登録機関を現在の496者から100者程度増加させる。
- ・2020年3月に公表した「中小M&Aガイドライン」の関係業界等による遵守を徹底することにより、M&A仲介業者間の適正な競争環境の整備、仲介の際に起こり得る利益相反に対する適切な対応や仲介手数料の適正化等を促す。
- ・事業再編後の中小企業・小規模事業者の成長を後押しするため、外部からの経営人材の受入れ等を円滑化するための支援策を2021年度中に強化する。
- ・円滑な事業承継を後押しし事業の維持を図りつつ世代交代を含めた新陳代謝を促すため事業承継税制の活用を促進する。また、事業承継補助金でのベンチャー型事業承継等の新たな取組を支援する。さらに「第三者承継支

援総合パッケージ」に基づき、後継者不在の中小企業・小規模事業者の第三者承継を強力に後押しする。

- ・第三者承継を支援する事業引継ぎ支援センターと親族内承継を支援する事業承継ネットワークの機能を 2021 年度に統合し、第三者承継支援と親族内承継支援のワンストップ体制を構築する。
- ・中小企業基盤整備機構の支援の下、官民連携ファンドを新設し、地域の核となる中小企業・小規模事業者の再生・事業再編を促進する。また、2020 年度中に 5 件程度の案件の決定を行う。
- ・廃業を検討している中小企業・小規模事業者の技術や雇用といった貴重な経営資源が次世代に確実に引き継がれるよう事業引継ぎ支援センターでの対応や措置を 2020 年度中に拡充する。
- ・2020 年 4 月から運用開始された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の活用を促進する。また、事業承継時に一定の条件の下で経営者保証を不要とする新たな信用保証制度や、事業承継時の経営者保証解除に向けて法人と経営者の資産・経理の分離等の同ガイドラインの要件に即して専門家が経営状況を確認し経営改善支援を行う制度等を通じ、事業承継時における経営者保証に依存しない融資を促進する。さらに、政府系・民間金融機関における事業承継時における保証徴求割合等を金融機関別に一覧性のある形で公表するとともに、専門家支援制度等を通じて得られた情報の分析や活用を通じその実効性を高める。
- ・事業立上げ時からその拡充に必要な資金調達を切れ目なく支援するためエンジェル税制やオープン・イノベーション促進税制等の税制、クラウドファンディング等の活用促進によるリスクマネー供給や事業創造を後押しする民間事業者との連携促進といった創業支援を強化する。
- ・自治体や金融機関等が行う創業支援等について地域の実情を踏まえた見直しを行うなどし実効性を高める。また、起業経験者による教育機関での説明等、起業家教育を促進する。
- ・地域での創業を促すため地域への貢献意識の高い多様な人材が中小企業やベンチャー企業等での新たな活躍の場を得る仕組みについて検討し 2020 年度中に具体化する。
- ・地域の中小企業・小規模事業者の価値創造や生産性向上に貢献することにより地域金融機関も顧客企業とともに持続可能な価値創造とビジネスモデルの構築をしていけるよう地域金融機関による「先導的人材マッチング事業」の活用促進や 2020 年に新たに開催する Re:ing/SUM(Regional Banking Summit)における好事例共有等を行う。
- ・大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップして地域経済活性化支援機構でリストを管理し、マッチングを行うなど、地域の中小企業のニー

ズに応じて、経営人材の円滑な移動や兼業・副業を実現するとともに出融資等により中小企業の経営力強化を支援する。

- ・地域金融機関による中小企業の生産性向上支援を強化するため、地域経済活性化支援機構の一層の活用を促しノウハウ移転を進める。また、同機構が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が一時的に悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
- ・地域の中堅・中小企業の成長促進のため、DBJ の特定投資業務等を活用して地域金融機関との共同投資を通じたノウハウの共有や人材育成を行い、地域で新たな事業と市場を創り出すリスクマネー供給の担い手を育成する。
- ・自然災害債務整理ガイドラインを改正し新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人事業主等の債務整理支援を実施する。
- ・中小企業等を含むサービス産業に関する政策が目指す指標等について生産性向上に寄与する各要素と産業政策との関係、業種別の特性や新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響等も踏まえ検討を行い 2020 年度中に結論を出す。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を見極めつつ、「Go To 商店街」事業を実施する。キャンペーンの実施に当たり、感染拡大防止策を徹底しながら、全国の商店街等において賑わいを回復するため、イベント・キャンペーン、プロモーション、観光商品開発等を実施する。

⑥ 海外展開の促進と国内外サプライチェーンの強靱化

- ・越境電子商取引や海外クラウドファンディング等の新規ツールを活用し海外展開に取り組む中小企業に対し海外市場に適した試作品やブランドの開発等に関する支援を強化する。
- ・全国で海外市場に挑戦する中小企業が出現するよう経営者が海外展開に必要なスキルや知見等を体系的に習得できる学び直し方策について検討を行い 2021 年度中に具体化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、供給に支障が生じた部品産業や国内供給が不足する医療物資産業等について国内投資促進事業等により生産拠点等の新增設や設備の導入支援等を行うなどし国内外におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。また、地域企業のビジネスモデルの見直しや創出も支援する。

iii) 人口減少下での地方施策の強化

① 「新たな日常」が実現される地方創生

- ・感染症拡大により、テレワークの活用を通じて、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつある。こうした動きは、多様な人材の活躍の場を広げ、付加価値生産性向上につながるとともに、地方移住の可能性を広げるものである。「新たな日常」が実現される地方創生を推進していくため、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、スマートシティの推進等を通じ、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変えるとともに、観光や農林水産業といった地域が誇る資源を最大限活かして、強靱かつ自律的な地域経済を構築する。

② 地方への人材供給

- ・地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な専門人材の確保のため、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して行う「先導的人材マッチング事業」を2020年度1,000件程度支援するとともに、地域金融機関等に総合的なコンサルティング機能の発揮を促す。

③ 人口急減地域の活性化

- ・2020年6月施行の人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき設立される特定地域づくり事業協同組合について、事業者単位での通年雇用の創出が困難な地域で、季節等により労働需要が異なる複数の事業者で働く人材を安定的に雇用・派遣する地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、財政措置や地方公共団体等への説明会開催等を通じ、地域の事業者団体と連携した円滑な設立・運営を支援する。

iv) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、特例措置の活用から一定期間が経過し、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AIやビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の早期実現や、地域限定型のサンドボックス制度の早期活用等を図る。

① スーパーシティ構想の早期実現<再掲>

- ・AI やビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の早期実現に向け、改正国家戦略特別区域法に基づき、速やかにスーパーシティの指定に係る公募を実施し、遅くとも本年中に指定する。指定後、国家戦略特別区域会議が、遠隔医療・教育、自動走行など、複数分野にわたる先端的サービスや規制改革を含む基本構想の提案を速やかに行うとともに、各府省も事業の集中投資を進めるなど、同構想の早期実現に集中的に取り組む。これらを通じ、非対面や自動化等の新型コロナウイルス感染症対策を促進する。
- ・スーパーシティ選定都市におけるデータ連携基盤の早期構築に向けた、同基盤の中核部分の調査・設計、システムの構築、円滑な運営支援等を速やかに実施する。

② 「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ア) オンライン診療に係る時限的・特例的措置の継続的实施等

- ・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の定着を図る中で明らかになった具体的ニーズや課題を踏まえた上で、毎冬課題となる季節性インフルエンザの初診からの対応も含め、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡の取扱いのうち医療の現場に定着すべき所要の措置について、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、2020年内を一つの目途として検討を行う。

イ) 遠隔教育に係る対応

- ・まずは遠隔教育の実施可能な環境の整備に集中的に取り組むとともに、児童生徒の状況を含む現場の実態を見極めつつ、文部科学省において所要の措置を講ずる。

ウ) デジタルマネーによる賃金支払い（資金移動業者への支払い）の解禁

- ・賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

エ) その他の「新たな生活様式」に必要な規制改革

- ・各種手続のオンライン化など、3密回避のための行政手続の見直しに向けて、自治体等からのニーズを精査し、国家戦略特別区域諮問会議が規制改革推進会議と連動して、集中的に検討を行う。

③ 更なる規制改革事項の追加

ア) 企業の農地取得特例

- ・兵庫県養父市において活用されている「法人農地取得事業」について、その間の実績等を踏まえた上で、2021年8月に迎える特例の期限に間に合うよう、特例の取扱いについて、検討を行う。

イ) 多様な移動ニーズを満たす小型モビリティ関連規制の見直し

- ・人の移動を支援する小型で柔軟性の高いモビリティのうち、いわゆる電動キックボードについては、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための事業を早急に開始する。
- ・あわせて、小型モビリティ全般について、実証実験や国際的な動向、利用者のニーズ等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準に加えて、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの可否を含めた検討を早急に開始する。特に、国家戦略特別区域法に基づく運転者の要件等の特例措置について、2021年前半目途に結論を得る。

ウ) インフラ点検に係る搭乗型移動支援ロボットの公道での活用

- ・インフラ点検の効率化のため、ガス事業において、歩行者等の通行の安全を確保しつつ、道路使用許可を得て公道での搭乗型移動支援ロボットの活用が可能となるよう、事業者の講ずる安全担保措置、事業の内容や車両保安基準について検討し、2020年度中できるだけ早期に結論を得る。

エ) ロッカーを使用したクリーニングサービスの取扱い範囲の見直し

- ・消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）のクリーニングについてロッカーを介して利用者と事業者がやりとりするために、ロッカーの衛生管理や感染症対策・消費者保護の措置等を適切に講ずることを自治体が確認することを条件に、指定洗濯物のロッカーでの取扱いを見直すことについて、2020年度中に検討し、結論を得る。

オ) 男性の育児休業の取得促進

- ・ 育児休業中の就労が適切になされるよう、育児休業の趣旨及び育児休業期間中における一時的・臨時的な就労に係る事例等について整理し、2020年中に周知を図る。

カ) 高度人材の受入促進に向けた外国人同性パートナーの在留資格の在り方の検討

- ・ 金融系外国企業等の我が国進出の加速化などの観点から、外国人同性パートナーの在留資格の在り方について、引き続き検討を行う。

一. 計画実行期間

革新的事業活動に関する実行計画に関する計画実行期間については、2020年度までとする。

なお、当該期間における取組を、中長期的な取組にも連動させていく観点から、2025年度までの取組の見通しも併せて記載する。

二. 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

(1) これまでの取組

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「革新的事業活動に関する実行計画」（平成30年6月15日閣議決定）並びに「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）を策定し、革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施を進めて来た。

(2) 革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月〇日閣議決定）を策定し、我が国産業の国際競争力の維持及び強化に向け、その施策を迅速かつ確実に実行していく。

「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」において、現時点で施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣を明らかにできるものを、三において具体的に示す。

三. 新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣は、別添のとおり。

なお、

①新技術等実証に関する施策は、188、189ページ

②革新的データ産業活用に関する施策は、42ページ

③①及び②以外の革新的事業活動関連施策は、上記以外のページに記載している。